

The background features four large, overlapping circles in a 2x2 grid. The top-left circle is dark blue with diagonal blue and white stripes. The top-right circle is light green with diagonal green and white stripes. The bottom-left circle is light green with diagonal green and white stripes. The bottom-right circle is solid blue. The text "2020" is centered in the middle of the circles.

2020

環境・社会報告書

Brightening
the Future

新光電気工業株式会社

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観、および日々の活動において全世界の社員がどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。新光電気グループは、SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルを合わせ、企業価値を持続的に向上させてまいります。

私たちは、お客様や社会に製品やサービスを提供することを通じて、世界中の人々の豊かな生活の実現に貢献するとともに、社員一人ひとりがSHINKO Wayを実践することにより、企業としての社会的責任を果たし、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

企業理念

技術力	当社は創業以来「技術開発」を経営の最重点指針の一つとして掲げてきました。新しいテクノロジーの開発とその蓄積を原動力として、さらなる飛躍に挑戦します
ものづくり	企業の利益の源泉たる製造現場に、知恵と創意を結集し、世界一のものづくりを目指します
発展性	めざましい進歩を続けているエレクトロニクスの分野で、常に創造への情熱と未来への夢を抱きながら、限りなき発展を目指します
国際性	国際企業の一員として、グローバルに多様化するニーズに応え、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開を図っていきます
温かさ	社会そして企業は人間の集団であり、人間の存在を忘れては成り立ちません。いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進していきます

創業者精神

質素儉約	現場主義	片手にロマン、片手にソロバン	温かさ
------	------	----------------	-----

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義	現場・現物・現実を直視して行動します
チャレンジ	高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- | | |
|---------------|--------------------|
| ■ 人権を尊重します | ■ 知的財産を守り尊重します |
| ■ 法令を遵守します | ■ 機密を保持します |
| ■ 公正な商取引を行います | ■ 業務上の立場を私的に利用しません |

Contents

SHINKO Way	1
Contents・編集方針・お問い合わせ先	2
新光電気グループ概要	3-5
トップメッセージ	6
SDGsへの取り組み	7-8
CSR活動マネジメント	9-13

環境課題への取り組み

Environment

環境への配慮 14-21

社会課題への取り組み

Social

人権・多様性の尊重 22-25 / 労働・安全衛生 26-28 / 地域社会への貢献 29-31
技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献 32-33 / サプライチェーンによる社会的責任の推進 34-37

ガバナンス

Governance

コーポレート・ガバナンス 38-40 / コンプライアンス 41-43 / リスクマネジメント 44-48

財務・非財務データ	49-52
重要性の評価・重要課題の選定	53
ステークホルダーとのコミュニケーション	54
GRIスタンダード対照表	55-59

編集方針

本報告書は、新光電気グループにおける「環境」「社会」「ガバナンス」を中心とした活動について、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことを目的として、毎年発行しています。

【対象期間】

2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや直近の活動を含みます。

【対象範囲】

原則として新光電気グループ全体について掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。新光電気工業株式会社を含む全グループ会社を「新光電気グループ」、新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社を「新光電気グループ（国内）」、新光電気工業株式会社を「当社」と表記しています。

【発行日】

2020年9月（次回発行予定：2021年9月 前回発行：2019年9月）

【参考ガイドライン】

- ・ GRI Sustainability Reporting Standards
- ・ 環境省 環境報告ガイドライン（2018年版）

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

〒381-2287 長野県長野市小島田町80

経営企画室 広報IR部 （電話 026-283-6450）

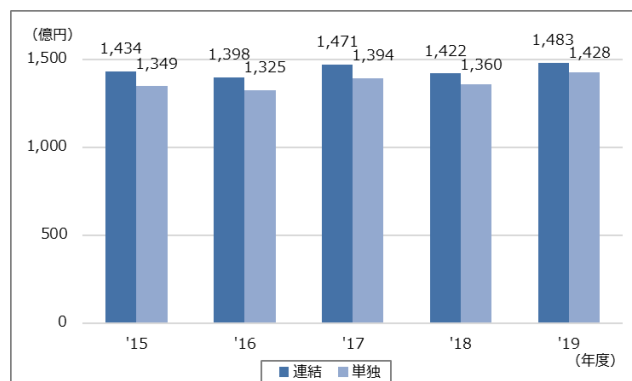
環境管理統括部 環境技術部【環境関連事項】 （電話 026-283-2955）

新光電気グループ概要

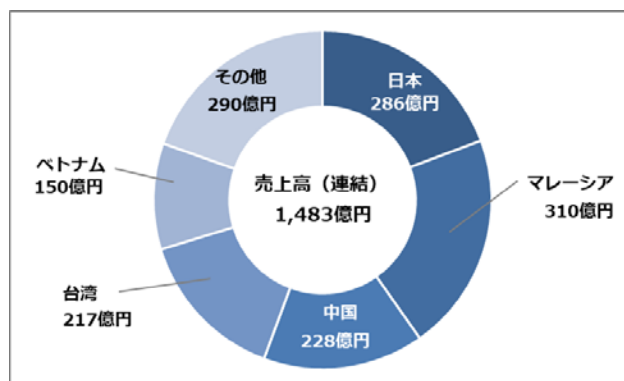
商 号	新光電気工業株式会社 (SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.)
本 社 所 在 地	長野県長野市小島田町80番地
設 立	1946年 (昭和21年) 9月12日
資 本 金	242億 2 千 3 百万円 (2020年3月31日現在)
決算期・上場市場	3月31日・東京証券取引所第一部
連 結 子 会 社 (10社)	国内 (2社) 新光パーツ株式会社 (長野県長野市) 新光テクノサーブ株式会社 (長野県長野市) 海外 (8社) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (略称KSM : 大韓民国) SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM : マレーシア) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW : 中華人民共和国) SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (SEA : アメリカ合衆国) SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (SES : シンガポール共和国) KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (KST : 大韓民国) TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (TSE : 台湾) SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (SST : 中華人民共和国)
関連会社 (1社)	SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. (SMT : タイ王国)

売上高

<売上高推移>

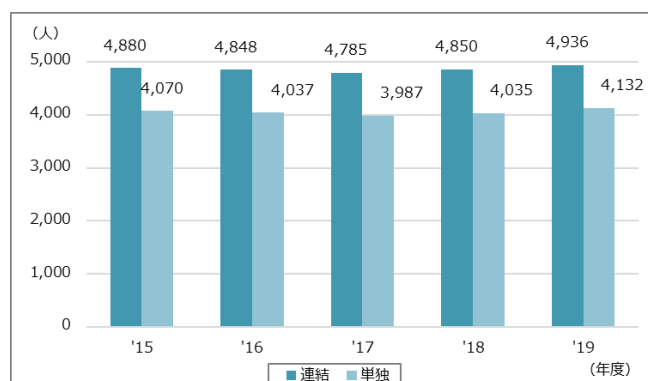


<地域別売上高 (2019年度)>

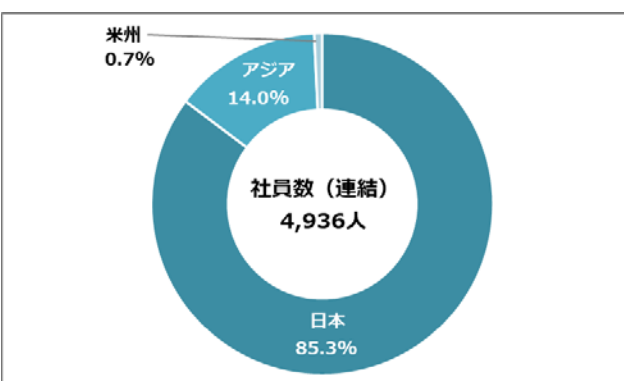


社員数

<社員数推移>

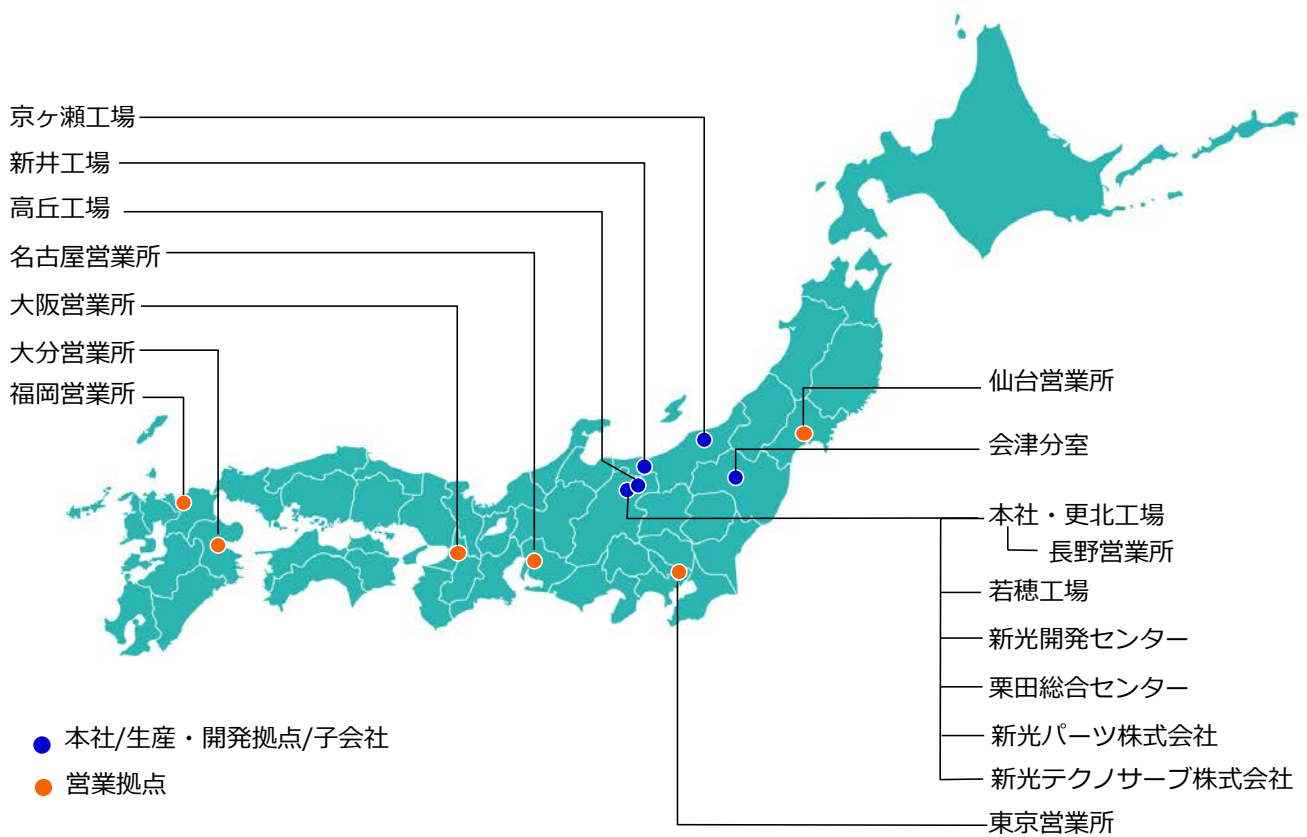


<地域別社員割合 (2020年3月末)>

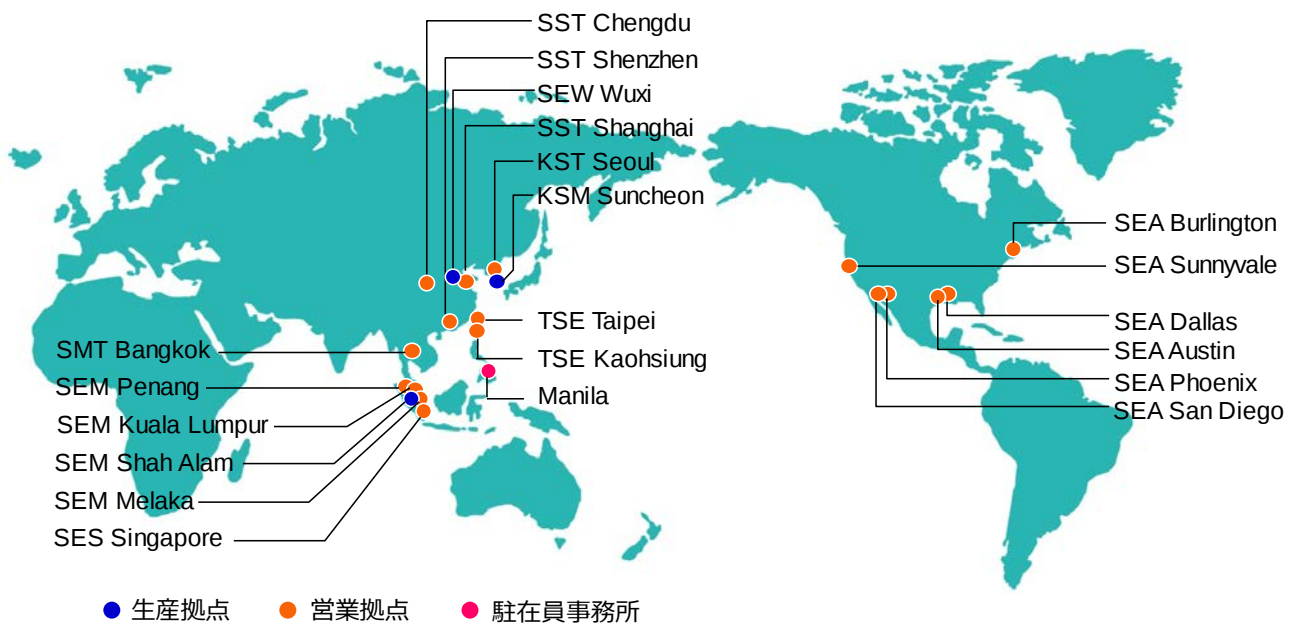


事業拠点

<国内事業所>



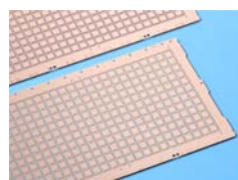
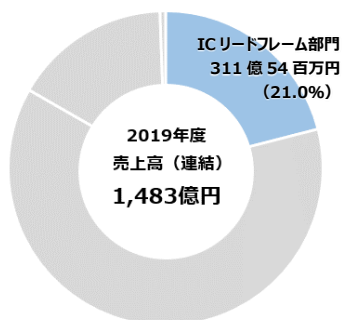
<海外事業所>



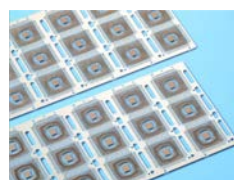
部門別概況

ICリードフレーム部門

ICリードフレーム部門は、プレスリードフレームとエッチングリードフレームから構成されています。金属を素材とするリードフレームは信頼性に優れており、幅広い用途に使用されています。



QFN タイプリードフレーム



プレスリードフレーム

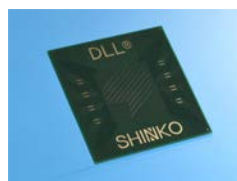
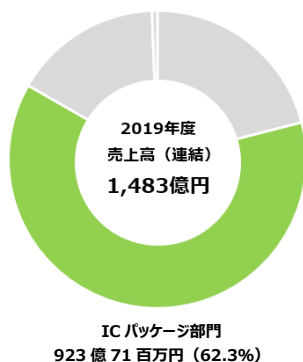


かしめリードフレーム

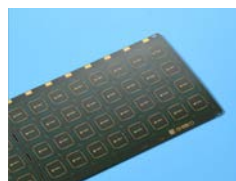
主な用途：スマートフォン、自動車、パソコン、家電、産業機器等

ICパッケージ部門

ICパッケージ部門は、フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板、ヒートスプレッダー、IC組立等から構成されています。パソコンやサーバー、スマートフォン向けのほか、近年は自動車向けなどにも使用されています。



フリップチップタイプ
パッケージ



プラスチック BGA 基板

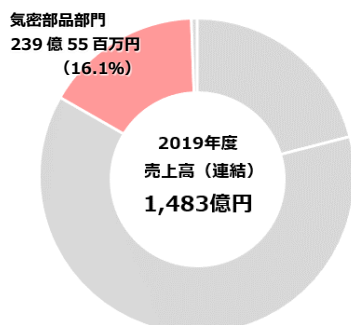


ヒートスプレッダー

主な用途：パソコン、サーバー、スマートフォン、民生機器等

気密部品部門

気密部品部門は、セラミック静電チャックとガラス端子から構成されています。セラミック静電チャックは半導体製造装置向けに、ガラス端子は自動車や光学機器向けなどに使用されています。



セラミック静電チャック



光通信用ガラス端子



光学機器用ガラス端子

主な用途：半導体製造装置、自動車、民生機器、通信機器等

トップメッセージ



新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申しあげるとともに、治療や感染拡大防止に向け日夜ご尽力されている皆様に深く感謝申しあげます。

新光電気グループにおいては、政府や自治体等の方針に従い、感染拡大防止に努めており、今後も、すべてのステークホルダーの皆様
の健康と安全確保を最優先のうえ、お客様への製品提供をはじめ
事業の継続に引き続き取り組んでまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界経済に未曾有の打撃を与え、私たちの生活や働き方を変え、さらには、さまざまな産業の構造や人々の価値観に大きな変化をもたらし、ウイルスとの共存をも模索する新たな社会を到来させることが見込まれています。

こうした新たな社会において、企業が果たすべき役割は従来にも増して高まることが想定されます。激変する環境下にあっても、いかに事業を継続し、お客様やお取引先様、地域社会、社員をはじめとするステークホルダーとの関係性を維持するか、まさに継続性・サステナビリティが企業に問われる時代になると思われます。すなわち、社会全体の持続継続性に寄与することができる企業こそが、社会からは求められることとなります。

新光電気グループは、創業以来、地域に根ざした企業として社会との共生をはかり、多様なステークホルダーの方々との信頼関係を基盤に、企業活動を通じて豊かな社会づくりに貢献することを目指してまいりました。現在、世界的な感染拡大の影響を社会全体が大きく受ける厳しい環境下にあります。私たちは、改めてこの創業の精神に立ち返り、企業としての社会的責任を果たすべく、事業の継続に努めるとともに、変化を乗り越え、限りなき発展を目指してまいります。

今後の変化を見通すことが困難な社会にあっても、私たちは、引き続き当社グループの存在意義、価値観、行動の原理原則を具体化した「SHINKO Way」を経営の根幹に置き、その実践を通じて企業としての持続的成長を果たすとともに、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」が目指す社会の実現に向けて取り組んでまいります。

皆様におかれましては、ここに紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いに存じます。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

藤田 正美

SDGsへの取り組み

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

2015年9月、国連本部で開催された「持続可能な開発サミット」において、国連加盟国は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そのアジェンダに含まれているのが、2016年から2030年までを対象期間とする「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、途上国や先進国に関わらず世界共通の課題として、地球上の誰一人取り残さないことを目指しています。

SDGsでは、各国の政府や地方自治体、国際機関、地域組織、教育機関等による活動推進に加え、民間セクターも重要な役割を果たすことが期待されています。



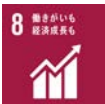
新光電気グループ^oにおけるSDGs推進

当社は、1946年（昭和21年）に、戦後の混乱期にあって地域の雇用を守ることを主な目的として、使えなくなった電球の再生・リサイクル事業からスタートしました。新光電気グループは、その後も今日に至るまで、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を常に念頭においた事業運営を一貫して行ってきました。

地域への貢献や資源の有効活用を目的として創業した当社のルーツより、今日に至るまでの経営における理念や姿勢は、気候変動への対応や持続可能な生産消費形態の確保、働きがいのある人間らしい雇用の促進をはじめとして、SDGsの目標とも方向性を同じくするものです。

新光電気グループは、今後もステークホルダーの方々とのコミュニケーション等を通じ、当社グループが果たすべき役割への認識を深め、持続可能な社会の実現に貢献すべく、SDGsの達成に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、SDGs目標に対する新光電気グループの主な取り組みは、以下の通りです。

SDGs目標		新光電気グループの主な取り組み
 5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等の達成	◆女性の活躍推進に向けた取り組み (キャリア形成支援・就労環境整備等)
 8 働きがいも 経済成長も	持続可能な経済成長と働 きがいのある人間らしい 雇用	◆人権尊重の取り組み ◆多様性尊重、ワークライフバランスの取り組み ◆安全・快適な職場環境づくり
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態 確保	◆原材料・水資源の使用量削減の取り組み ◆廃棄物排出量削減の取り組み ◆化学物質排出量削減の取り組み
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動とその影響を軽 減するための緊急対策	◆CO₂ 排出量削減の取り組み ◆資源・エネルギー使用量削減の取り組み ◆グリーン調達活動の推進
 15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系保護、生物多様 性損失阻止	◆「森林（もり）の里親促進事業」への参画 ◆使用済みプリペイドカード等の寄付を通じた植林活動への貢献

具体的なSDG s への取り組み事例

🌿 「森林（もり）の里親促進事業」への参画

生物多様性、生態系保護活動の一環として、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」に参画し、これまでに長野市鬼無里地区や飯綱町において活動を実施してきました。

飯綱町とは2014年10月に「森林（もり）の里親契約」を締結し、労働組合とともに同町霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めてきました。毎年、社員や社員家族が参加し、苗木の植樹や下草刈りなどの森林整備を年2回実施しています。2019年10月には、飯綱町と5年間の契約更新を行い、同地区においてさらなる森林整備の推進をはかることとしました。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を制限せざるを得ない状況が続いていますが、中長期的な観点より本活動を推進することを通じて、SDG s 目標への貢献を果たしてまいります。



〔2019年6月の植樹活動〕



〔飯綱町との契約更新を記念した看板〕

🌿 SDG s をふまえた開発活動

当社では、SDG s 目標を念頭においた多様なテーマについて、開発活動に取り組んでいます。SDG s 目標に沿った代表的な取り組みは以下の通りです。

【当社における開発活動】



あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



ヘルスケア、医療機器向け製品開発



全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



高効率なパワーデバイス向け製品開発



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進をはかる

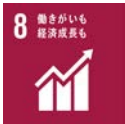


ICT に関わる社会インフラ構築向けクリーン技術・製品開発

CSR活動マネジメント

当社では、SHINKO Way企業指針に沿った目標を毎年設定のうえ、活動を展開しています。
 なお、目標設定にあたっては、選定した重要課題もふまえた目標を推進部門において設定しています。

2019年度活動目標および実績

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2019年度目標	2019年度実績	SDGs 目標
社 会 ・ 環 境	環境負荷低減 活動の推進	●CO ₂ 排出量削減 158,702t-CO ₂ 以下に抑制 ※年度中に目標見直し	●CO ₂ 排出量削減 152,525t-CO ₂ 排出	  
		●廃棄物発生量削減 4,676t以下に抑制	●廃棄物発生量削減 4,117t発生	
		●水資源使用量削減 16,475m ³ 削減 (基準年度比0.5%相当)	●水資源使用量削減 42,207m ³ 削減	
		●グリーン調達活動推進 (CO ₂ 排出量削減・水資源保全) ・対象取引先100%への環境調査実施 ・調査票回収率 90%以上 ・二次取引先を持つ一次取引先100%へのCO ₂ 排出量削減依頼・支援	●グリーン調達活動推進 ・対象取引先への調査実施：100% ・調査票回収率：100% ・二次取引先を持つ一次取引先へのCO ₂ 排出量削減依頼・支援：100%	
	環境・安全リスク低減の推進	●KY（危険予知）活動の推進	●メンテナンス作業時におけるKY実施（各工場）	
		●環境・安全リスク低減	●安全総点検年間計画に基づく点検実施	
	地域環境保全活動の実施	●飯綱町「森林（もり）の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	●飯綱町「森林（もり）の里親促進事業」において植樹等実施（6月）	 
		●各工場における環境美化活動の実施	●各工場環境美化活動実施（5、6月）	
	地域社会との共生・対話	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する	●各種地域行事への協賛、夏祭りへの参加、地域自治体との対話	
		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	●近隣住民・学生等による工場見学の受入れ	
株主・投資家 利益と成長	コーポレートガバナンス強化	●コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進、情報の開示	●コーポレートガバナンスコード原則における取り組み充実、情報開示充実	
	株主・投資家とのコミュニケーション充実・強化	●株主・投資家との建設的な対話促進、情報発信の充実	●機関投資家訪問、IRフォーラム参加、ウェブサイトリニューアルによる個人投資家等向け情報開示充実等	

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2019年度目標	2019年度実績	SDGs 目標
株主・投資家 利益と成長	コンプライアンス強化	●個人情報保護の強化	●個人情報マネジメントシステム運用細則作成、GDPR対応等	
		●コンプライアンスリスク軽減施策実施	●高リスク分野・コンプライアンス全般教育実施等	
	リスクマネジメント	●リスク管理	●潜在リスク調査、マネジメントレビュー実施	
		●全社防災体制の強化	●消防関係訓練、避難訓練、その他各種訓練実施	
		●事業継続の取り組み	●リスクマネジメント教育、机上訓練実施等	
		●情報管理の強化	●情報保護マネジメントシステム運用、情報セキュリティ教育実施	
グローバル	能力開発の機会提供・積極的支援	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充	●社内外国語講座拡充、通信・オンライン研修の通年開講、選抜型外部研修派遣拡充等	
	海外拠点コンプライアンス体制強化	●グローバル・コンプライアンス・プログラム (GCP) に沿ったコンプライアンス強化、リスク低減	●関係者向けコンプライアンス集合教育、全拠点におけるコンプライアンスe-Learning実施等	
社員	個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	●働き方改革への取り組み強化	●労使協議に沿った時間外労働削減・休暇取得促進、短時間勤務適用拡大、在宅勤務導入等	  
		●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備	●意識向上に向けた各種教育実施、行動計画に沿った活動展開（第一次計画達成・第二次計画策定）	
	能力開発の機会提供・積極的支援	●将来を担う人材育成教育の充実	●選抜型外部研修への派遣拡充、階層別教育等各種研修の充実等	
	安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	●法令等を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	●RBA行動規範・管理マニュアルに基づく活動推進、転倒災害防止に関する啓発・教育実施、防火・防災活動の実施	
		●社員の安全意識向上、職場の5S※活動の強化・推進	●全社安全教育、定期的な職場巡回・点検、交通安全啓発活動・教育・指導等	
		●継続的なリスク低減活動の推進	●リスクアセスメント実施（安全週間、化学物質・長期連休前）、リスク抽出・改善、類似災害防止対応	
		●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進	●健康経営優良法人認定、喫煙率低減活動、特定保健指導、メンタルヘルス研修実施等	

※ 5S：整理、整頓、清掃、清潔、躰

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2019年度目標	2019年度実績	SDGs 目標
お客様	お客様起点、 お客様との長 期的信頼関係 の構築	● 安全保障輸出管理体制に関する関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識向上	● 安全保障輸出管理体制に関する役員、関係部門、新任管理職、新入社員等への教育実施	
お取引先	サプライチェーン全体におけるCSR推進	● お取引先への資材方針の周知	● 国内・海外全お取引先への周知実施	  
		● 主要お取引先を対象としたCSRアンケート実施	● 主要お取引先へのCSRアンケート・フィードバック実施（実施率100%）	
		● 構内請負お取引先を対象としたCSR状況確認	● CSRアンケートに基づく実態確認（年2回・実施率100%）	
		● 新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり	● 調査、現状分析実施	
	紛争鉱物調査・デューデリジェンス推進	● RMI※1テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進	● RMIテンプレートを使用したアンケート調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、調達率改善要請（CFS※2調達率100%）	
	購入品BCP※3調査、BCP構築推進	● BCPアンケート調査、BCP構築によるリスク低減	● BCPアンケート調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、リスク改善要請	

※1 RMI : Responsible Minerals Initiative

※2 CFS : Conflict-Free Smelter

※3 BCP : Business Continuity Plan

2020年度活動目標

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2020年度目標	SDGs 目標
社 会 ・ 環 境	環境負荷低減活動 の推進	●エネルギーCO ₂ 排出量削減 176,233t-CO ₂ 以下に抑制	  
		●廃棄物発生量削減 8,137.3t以下に抑制	
		●水資源使用量削減 16,475m ³ 削減	
		●グリーン調達活動推進（CO ₂ 排出量削減・水資源保全） ・対象取引先100%への環境調査実施 ・調査票回収率 90%以上 ・二次取引先を持つ一次取引先100%へのCO ₂ 排出量削減依頼・支援	
	環境・安全リスク 低減の推進	●KY（危険予知）活動の推進	 
		●環境・安全リスク低減	
	地域環境保全活動 の実施	●飯綱町「森林（もり）の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	
		●各工場における環境美化活動の実施	
	地域社会との共 生・対話	●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	
株 主 ・ 投 資 家 利 益 と 成 長	コーポレートガバ ナンス強化	●コーポレートガバナンスコード原則への対応および情報開示の充実	
	株主・投資家との コミュニケーション 充実・強化	●株主・投資家との建設的な対話促進	
		●ステークホルダーへの情報発信の充実	
	コンプライアンス 強化	●コンプライアンスリスク軽減施策実施	
	情報管理強化	●情報保護マネジメントシステムの運用	
		●個人情報保護マネジメントシステムの運用	
	リスクマネジメン ト	●リスク管理	
		●事業継続の取り組み	

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2020年度目標	SDGs 目標
グローバル	能力開発の機会提供・積極的支援	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充	4 質の高い教育をみんなに 
	海外拠点コンプライアンス体制強化	●グローバル・コンプライアンス・プログラム（GCP）に沿ったコンプライアンス強化、コンプライアンスリスク低減	16 平和と公正をすべての人に 
社員	個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	●働き方改革への取り組み強化による生産性向上とワークライフバランス実現	4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も 
		●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備	
	能力開発の機会提供・積極的支援	●将来を担う人材育成教育の充実	
	安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	●法令等を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	
		●社員の安全意識・安全行動の徹底、不注意・不安全行動による災害の未然防止	
		●継続的なリスク低減活動の推進	
		●社員の健康管理意識向上、健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりの推進	
お客様	お客様起点、お客様との長期的信頼関係の構築	●安全保障輸出管理体制に関する関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識向上	
お取引先	サプライチェーン全体におけるCSR推進	●お取引先への資材方針の周知	8 働きがいも経済成長も  12 つくる責任 つかう責任  13 気候変動に具体的な対策を 
		●主要お取引先を対象としたCSRアンケート実施	
		●構内請負お取引先を対象としたCSR状況確認	
		●新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり	
	購入品の紛争鉱物調査・デューデリジェンス推進	●RMI※1テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進	
	購入品のBCP※2調査、BCP構築推進	●BCPアンケート調査、BCP構築によるリスク低減	

※1 RMI : Responsible Minerals Initiative

※2 BCP : Business Continuity Plan

環境への配慮



美しい地球環境が次世代へと受け継がれるよう、新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、計画的かつ継続的に活動を展開しています。

環境方針

次世代へ引き継ぐ“豊かな環境”と“豊かな社会”への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

環境方針

SHINKO Way の理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

【行動指針】

1. 環境課題は事業継続の根幹と考え、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や生物多様性保全、資源の有効利用などの地球環境保全に貢献する。

この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定するとともに、環境方針および環境目的・目標の見直しを年1回以上行う。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長



[栗田総合センター]

環境マネジメントシステム

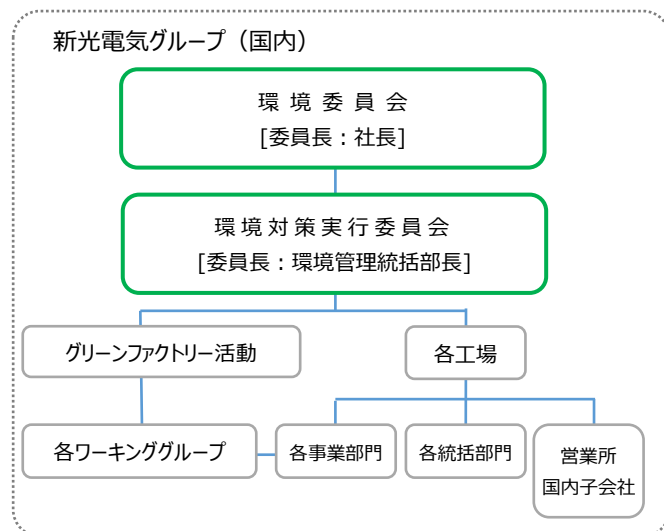
新光電気グループ（国内）では、「環境方針」のもと環境に配慮した事業活動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを通じて継続的改善と環境パフォーマンスの向上に努めています。ISO14001については、新光電気グループ（国内）は富士通グループとして統合認証を取得、海外の生産子会社は各社において認証を取得しています。

ここでは、新光電気グループ（国内）の活動内容についてご報告します。

推進体制

環境経営を推進するため、社長を委員長とした「環境委員会」を設けています。同委員会では、環境対策に関わる最高審議機関として、環境経営に関する事項の立案・審議・決定を行っています。

環境委員会の下部組織として、「環境対策実行委員会」を設置し、環境目標達成のため、活動の進捗等の審議を行っています。このような推進体制に基づき環境マネジメントシステムの維持・向上をはかり、環境負荷低減活動と事業活動を一体化する取り組みを推進しています。



環境課題の把握

環境に配慮したより良い事業活動を実践するため、毎年、当社が取り組む環境課題を決定しています。当社の事業活動が環境に与える要素の特定のほか、環境に関連する課題とステークホルダーからの要求事項を明確にし、それらに潜在的に含まれる有害な影響（リスク）と有益な影響（機会）の重要性・緊急

性などを考慮して、当社がその年に取り組む課題としています。それらの環境課題は環境マネジメントシステムの活動に反映させ、解決に向けた取り組みを展開しています。

環境監査

毎年、社内および富士通グループによる内部環境監査を行い、ISO 14001への適合性、マネジメントシステムの有効性および法令順守の確認を実施しています。

監査は、環境マネジメントシステム審査員（ISO 14001の適合性を審査できる有資格者）を含む内部環境監査員によって行われ、内部監査を通じてマネジメントシステムの継続的改善をはかっています。

環境関連法規制への対応

環境関連法令・県市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。

2019年度において、法規制違反や環境に重大な影響を与える事故の発生はありませんでした。

環境教育

企業活動を行ううえでも、社会人として生活するうえでも、社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をするよう、国内のすべての社員を対象とした環境教育を定期的に行っています。教育資料にはSDGsやパリ協定など世界動向を盛り込み、視野を広く持ち「持続可能な発展」につながる人材の育成に努めています。

環境啓発活動

社員向けに、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を毎月発信しています。

6月の環境月間では、工場周辺美化活動をはじめ、環境クイズや「文房具ゆずりますコーナー」設置などの行事を行っています。「文房具ゆずりますコーナー」は、社員個人が所有する不要な文房具を対象にして、リサイクルや不要な物を持たないなどの環境意識を高める機会となっています。

第9期環境行動計画と実績

「第9期環境行動計画」は、2019～2020年度の環境目標です。分野ごとに2年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。2019年度は、生産数の増加によりエネルギー消費CO₂削減活動の目標変更を行いました、活動の成果により変更前の目標値以下に抑えることができました。また、水使用量削減は大きな成果をあげました。

※ 自己評価 ○=目標達成 ×=目標未達

分野	第9期環境行動計画の目標	2019年度 目標	2019年度 実績	自己評価※
気候変動	【エネルギー消費 CO ₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を 2020 年度末までに、162,176 t-CO ₂ 以下とする。	2019 年度のエネルギー消費による CO ₂ 排出量を 158,702t-CO ₂ 以下とする。	エネルギー消費による CO ₂ 排出量 152,525 t-CO ₂	○
資源循環	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2020 年度末までに 4,715 t 以下とする。	2019 年度の廃棄物の発生量を 4,676 t 以下にする。	廃棄物発生量 4,117.2 t	○
	【水使用量の削減】 ・水使用量を 2020 年度末までに 2017 年度比 1%削減する。	2019 年度の水使用量削減施策を、2017 年度比 0.5%分積み上げ、16,475m ³ 削減する。	水使用量削減施策 1.3%分の積み上げ 42,207m ³ 削減	○
	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を 2012～2014 年度の平均以下の抑制に努める。	活動の継続	活動の継続	○
サプライチェーン	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーン上流における CO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みを推進する。 ①対象取引先 100%への環境調査実施 ②調査票の回収率：90%以上 ③二次取引先を持つ一次取引先 100%への CO ₂ 削減活動依頼・支援	サプライチェーン上流における CO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みを推進する。 ①対象取引先 100%への環境調査実施 ②調査票の回収率：90%以上 ③二次取引先を持つ一次取引先 100%への CO ₂ 削減活動依頼・支援	①対象取引先への調査実施：100% ②調査票の回収率：100% ③二次取引先を持つ一次取引先への CO ₂ 削減活動依頼・支援：100%	○
SDGs	【SDGs 達成への貢献】 ・事業活動を通じて SDGs 達成に貢献する。	事業活動を通じて SDGs 達成に貢献する。	活動の継続	○

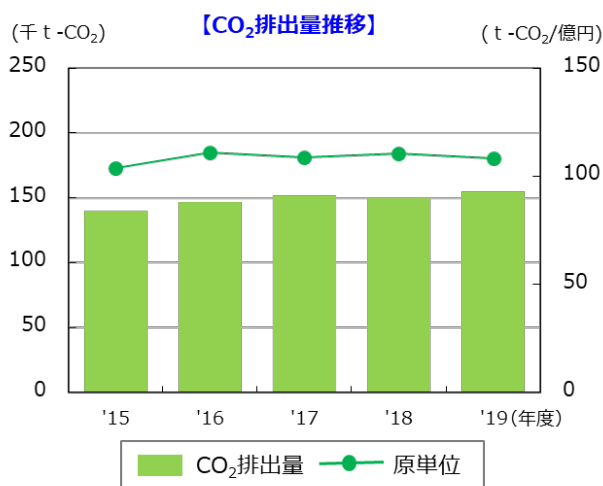
環境行動計画の目標管理対象は環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）活動範囲です。

気候変動対策

エネルギー消費CO₂削減活動

●活動実績

2019年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は、2018年度比約4,700 t-CO₂増となりました。今後、次世代フリップチップタイプパッケージや次世代プラスチックBGA基板等の量産により、エネルギー使用の増加が見込まれています。こうした状況をふまえ、既存・新規設備のエネルギー削減活動に注力しています。



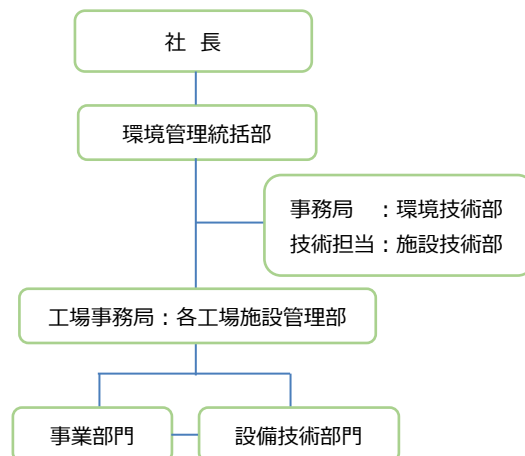
資源・エネルギー低減化プロジェクト

年々増加するエネルギー使用量を抑制するため、2013年度に『資源・エネルギー低減化プロジェクト』を立ち上げました。2012年度エネルギー使用量の半分に相当する61,000 t-CO₂のCO₂を2020年度末までに削減するという高い目標を掲げて活動しています。

さまざまな取り組みの結果、活動開始以降7年間に於いて、42,200 t-CO₂相当のCO₂を削減することができました。

活動強化のため、社長、役員を含めた関係者による製造現場での省エネ現場検討会やパトロールを実施し、省エネ現場検討会の様子や取組事例を「省エネニュース」として発行して社内での情報共有をするなど、さらなる資源・エネルギーの低減、より良い製品の製造を目指して活動を進めています。

【資源・エネルギー低減化プロジェクト組織体制図】



<2019年度の活動事例>

- ・社長、役員も含めた関係者による製造現場での省エネ現場検討会やパトロールの実施
- ・ユーティリティ設備の高効率設備への更新
- ・新規製造設備の省エネ設計強化
- ・放熱設備（乾燥機等）の放熱防止・保温対策による空調負荷低減
- ・製造仕様変更による効率化
- ・製造設備の待機モード化（製品加工時のみ稼働）
- ・工場照明のLED化
- ・廃熱の回収・利用（熱交換）

現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

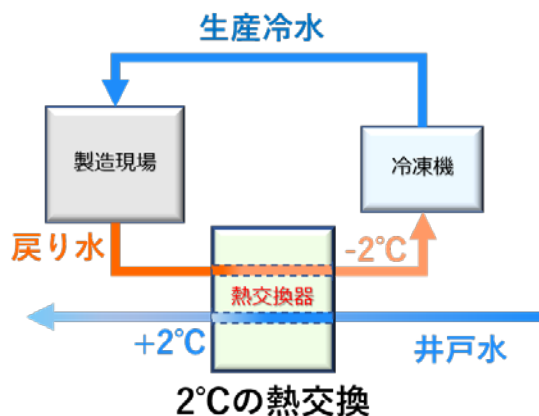
<冷凍機の負荷低減>

製造現場で使用している生産冷水は、製造現場から戻ってくる温水を冷凍機で冷却し、再び生産冷水として利用しています。

戻り水を冷却する際の冷凍機の電力負荷が大きいため、製造現場からの戻り水を冷凍機へ送水する前に、井戸水を用いた熱交換器（自然エネルギーによる冷却）を設置し、冷凍機へ入れる水温を2℃下げることによって、冷凍機の電力負荷を低減しました。

【効果】

- ・削減電力：245MWh/年
- ・削減コスト：3.6百万円/年
- ・CO₂排出量：100 t-CO₂/年 削減



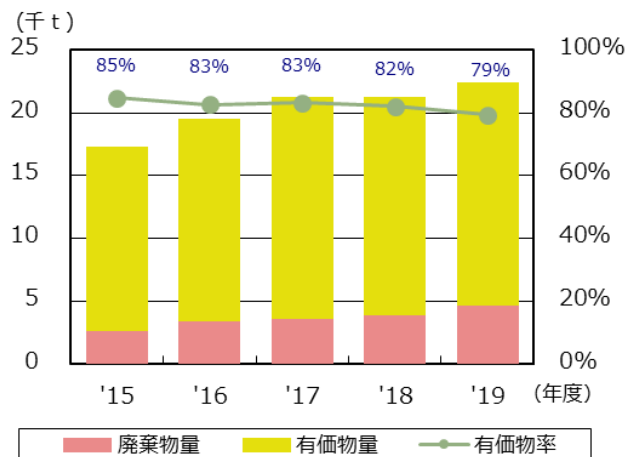
資源循環

● 廃棄物削減活動

● 活動実績

2019年度の総廃棄物量（廃棄物量＋有価物量）は、2018年度比約5%増ですが、今後、次世代製品への移行に伴う使用薬品の変化や増産によりさらなる廃棄物増加が見込まれています。また、市場変化により有価売却できず廃棄物化する状況は、現在も廃プラスチック類を中心に続いており、有価物率減少の要因となっています。厳しい状況ではありますが、引き続き削減活動に取り組んでまいります。

【総廃棄物量の推移】



<廃棄物削減事例>

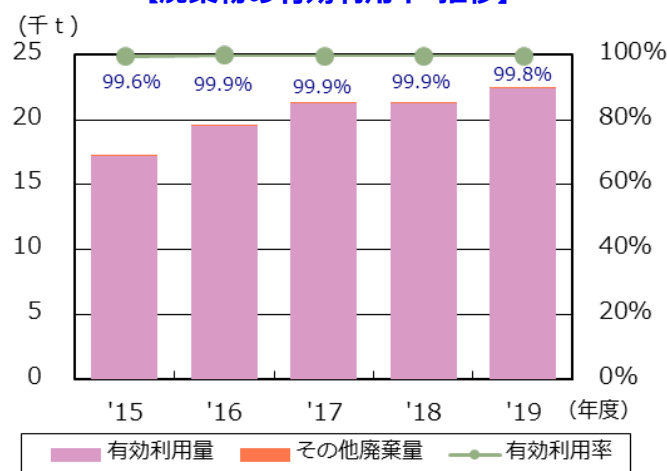
1. プロセス改善による端材や廃棄品の削減
2. 薬品変更による洗浄溶剤の全廃
3. 洗浄液・めっき液等の延命化、廃液の再利用
4. フィルター等の延命化
5. 社内処理化

● 廃棄物の有効利用

循環型社会形成のため、廃棄物の埋立処分や単純焼却（焼却時の廃熱や焼却後の残渣物を有効利用しない処理）をゼロにするゼロエミッションを2003年度に達成し、現在も維持しています。これに伴い、廃棄物の有効利用率はほぼ100%に近い水準で近年推移しています。

※有効利用方法がない廃棄物および有効利用していない自治体処分場への搬入分(事業系一般廃棄物)はゼロエミッションの活動（算定）対象外のため、有効利用率は100%になりません。

【廃棄物の有効利用率 推移】



● 廃棄物の適正処理

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、産業廃棄物処理業者へ適正な処理委託を行うとともに委託先への現地確認を年1回実施し、適正処理を確認しています。

また、新光電気グループ(国内)保有のPCB使用機器は、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』に基づき、適正に処理を行っています。

水使用量削減活動

●活動実績

第9期環境行動計画では、2019～2020年度の2年間で、2017年度における水使用量実績の1%に相当する量（32,950m³）の削減を目標に活動を実施しています。

第8期環境行動計画では、水使用量の多い工場（若穂・高丘・新井工場）を活動範囲としていましたが、第9期環境行動計画では、対象を水を使う全工場に拡大し（更北・京ヶ瀬工場を追加）、水使用量削減の強化をはかりました。

2019年度は、0.5%（16,475m³）の目標に対し、1.3%（42,207m³）の水使用量を削減し、第9期環境行動目標も活動期間1年を残して達成することができました。

●水使用量削減施策

2019年度は、製造工程で使われた水の再利用と製品洗浄等に使用する純水の給水量見直しを強化しました。また、この活動は設備担当者を中心に活動していましたが、今年度は工程設計担当者も削減プロジェクトに加わり、昨年度と違う視点での活動を展開しました。

現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

<純水再生洗浄機の導入>

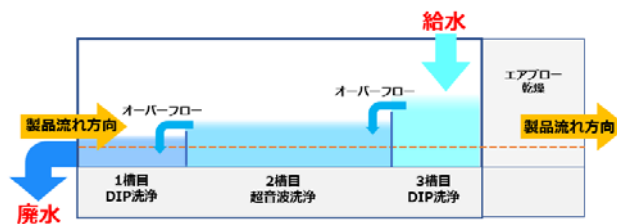
高丘工場では、製品の洗浄工程における水使用量を削減するため、純水再生洗浄機を導入しました。

いままでの洗浄工程は、洗浄水となる純水を常時給水し、洗浄後の汚水は全量を廃水処理していました。そこで、新たに純水再生洗浄機を導入し、洗浄後の汚水の汚れを取り除き、再び洗浄水として利用できるようにしました。

これにより、洗浄能力を落とさず給水量を削減し、あわせて廃水をゼロにすることができました。廃水処理も不要になり、廃水に関わる環境負荷も低減することができました。

【対策前】

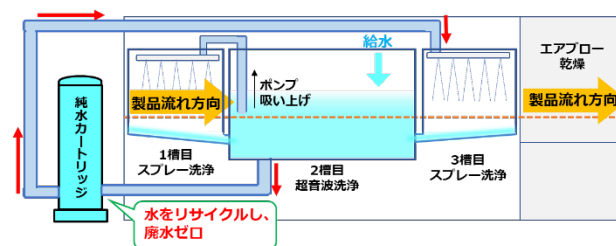
純水を常時給水し、全量を廃水



【対策後】

純水再生洗浄機の導入により、洗浄後の純水をリサイクルし、給水量削減および廃水ゼロに改善

給水量1,240m³/年 ⇒ 165m³/年



原材料削減の取り組み

製造段階で出る端材や不良品などは、それまでに投入したエネルギーや原材料を無駄にしています。これらの無駄を減らす歩留り改善に注力しています。また、一度使用したものをリサイクルし、新たな原材料投入の削減にも取り組んでいます。

<原材料削減事例>

- ・端材削減や不良率低減による歩留り改善
- ・工程廃液を廃水中和剤として利用（中和用薬品削減）
- ・部材に塗布する薬品を変更し洗浄溶剤を廃止
- ・治工具の延命化/交換時期の見直し
- ・間接材料のリサイクル（新品使用削減）

環境リスク対策

大規模停電への備え

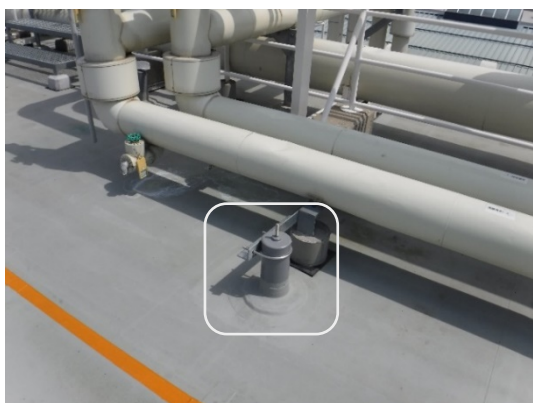
2019年度は、事業継続計画の一環として事故や災害等による大規模停電の発生に備え、非常用発電機を京ヶ瀬工場に設置しました。これですべての工場において非常用発電機の設置が完了し、停電時にも、照明・火災報知設備およびサーバー用の電源を確保できるようになりました。



〔非常用発電機（京ヶ瀬工場）〕

地震対策

旧耐震基準で建てられた建物に対しての耐震補強工事が全工場で完了し、現在は屋上設備（配管・ダクト）の耐震工事を進めています。2019年度は、更北工場について実施し、震度6強程度の地震による操業停止リスクの低減をはかりました。



〔建屋と設備を固定（更北工場）〕

薬液・廃液設備の安全対策

設備の老朽化による薬液・廃液漏洩が発生しないよう定期点検を実施するとともに、配管およびタンク等の設置年数を考慮した更新を行い、作業の安全性向上もはかっています。2019年度は高丘工場の薬液タンクの集約(2基→1基)および配管の更新を行い、漏洩リスクの低減をはかりました。



〔薬液タンク更新（高丘工場）〕

工場の安全管理

各工場の施設管理部門では、順法・環境保全・事故の未然防止の観点から、各設備等について毎月安全総点検を実施しています。また、緊急時対応訓練・保護具装着訓練も実施し、環境リスクの低減と安全管理の徹底に努めています。



〔緊急時対応訓練（更北工場）〕

海外拠点の取り組み

当社グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。

 KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

	2019 年度目標	2019 年度実績
エネルギー削減	エネルギー消費 CO ₂ 排出量を、年間 5.94 t-CO ₂ /億ウォン(売上高原単位)以下に抑える。 (エネルギー削減第 2 次 5 か年 10%削減目標にて活動)	7.07 t-CO ₂ /億ウォン (達成率 81.0%)
廃棄物削減・リサイクル	廃棄物発生量を 2018 年度比 2%削減し、年間 0.151 t/億ウォン(売上高原単位)以下にする。	0.148 t/億ウォン (達成率 102.0%)
水使用量削減	水使用量を 2018 年度比 2%削減し月当たり 215.1 t/百万個(生産個数原単位)以下にする。	230.3 t/百万個 (達成率 92.9%)

 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

	2019 年度目標	2019 年度実績
エネルギー削減	空調用電気使用量を 2018 年度比 2%削減し、4,265 MWh/年 以下に抑える。	3,895 MWh/年 (達成率 108.7%)
	エアーコンプレッサー電気使用量を 2018 年度比 2%削減し、3,686 MWh/年 以下に抑える。	3,648 MWh/年 (達成率 101.0%)
	軽油使用量を 2018 年度比 2%削減し、853 千 L/年以下に抑える。	915 千 L/年 (達成率 92.7%)
廃棄物削減・リサイクル	梱包材リサイクル率を月当たり 52%以上にする。	47% (達成率 90.4%)
水使用量削減	水使用量を月当たり 41.8 m ³ /百万個(生産個数原単位)以下に抑える。	49.0 m ³ /百万個 (達成率 82.8%)

 SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

SEW は、少人数の組織のため、大規模な活動はできませんが、廃棄物の削減・リサイクルなどに力を入れて活動しています。また、環境に負荷を与えない業務を持続的に行えるよう、環境管理物質および環境関連法令等に関する教育や、緊急時対応訓練などを行っています。

人権・多様性の尊重



新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示すSHINKO Wayでは、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Wayの行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards)を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全管理職を対象にした職場マネジメント研修、全社員向けのe-Learningや職場内教育、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。2019年度の全社員向けe-Learningでは、職場のさまざまなハラスメント問題のケーススタディを通し、誰もが働きやすい職場づくりについて理解を深めました。管理職向けe-LearningではSHINKO Wayに基づく職場マネジメントの徹底や管理職が担う役割について教育を行い、ハラスメントのない組織風土づくりを推進しています。また、毎年12月の人権週間には、イントラサイトへの啓発記事の掲載や各工場での人権啓発ポスターの掲示などを通じて、一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むことで、人権尊重の意識向上をはかっています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下 SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向け組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKO は、雇用における機会均等に努めます。
SHINKO は、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。
SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

人権相談窓口の設置

当社では、人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。特に、セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。これらの相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。

人権に関する相談・通報が企業倫理ヘルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が対応し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進してまいります。

活力ある企業風土づくり

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げ、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、「くるみん」（次世代認定マーク）を取得しています。

年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化など継続的な取り組みに加え、育児・家族介護・配偶者の転勤により退職した社員の再雇用制度、介護事由が消滅するまで取得できる介護短時間勤務制度、不妊治療のための休職制度、子の養育や特定疾病のための休暇や育児短時



間勤務の充実など、柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。

このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。

また、治療と仕事の両立支援として、ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病の罹患者や不妊治療を行っている社員が希望する場合は、短時間勤務（一日あたり、週あたり）により治療プランに応じた働き方を可能としています。

今後もさまざまな環境にある社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れてまいります。

働きやすい職場環境の提供 ～働き方改革～

当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」を通じて取り組んでいます。2017年4月に「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使一体となって働き方改革を推進していくことを確認しました。同年7月には労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。

時間外労働の上限時間の引き下げ、週の労働時間上限の新設、連続勤務日数上限の引き下げ、毎週水曜日および第2・4金曜日の定時退社徹底、勤務間インターバル制度による休息時間の確保、管理職の労働時間の把握など、長時間労働を前提としない働き方の定着に向けて継続的に活動しています。あわせて、年次休暇取得促進に向けたルール策定や半日・年次休暇の上限回数の撤廃、年次休暇の一斉取得日の設定等、休暇取得促進に向けた取り組みも行っています。

また、新型コロナウイルス感染予防対策の一環として、在宅勤務制度の導入や時差勤務制度の適用拡大を行い、柔軟な働き方の推進を通じて事業の継続をはかっています。今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」に取り組み、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。

ダイバーシティの尊重

さまざまな個性や考え方を持った社員が、その能力を結集することにより、企業価値を高めることができます。新光電気グループは、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努めています。

女性の活躍推進に向けた取り組み

女性活躍推進法に基づく第一期行動計画に沿い、2019年度は管理職の意識向上として、e-Learningによるハラスメント防止教育を実施しました。また、階層別教育においてもダイバーシティ研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。これまで実施してきた「ワークライフバランスセミナー」や「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」等のさまざまな取り組みを通じて、第一期行動計画の目標を達成しました。

引き続き、新たに策定した第二期行動計画に基づきキャリア形成支援や研修プログラムの充実等の取り組みにより、女性の活躍推進をはかり、目標の達成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく第二期行動計画（抜粋）】

（計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日）

《目標》

- （1）2025年3月末人員における女性管理職比率を2020年3月末比2倍にする。
- （2）計画期間を通じ、月平均時間外労働時間について30時間以下を維持する。

《取り組み内容》

- ・女性管理職候補の育成のための研修プログラムの実施
- ・若年層や育児事情を抱える従業員向けのキャリア形成支援セミナーの継続実施

外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グループの海外拠点で働く人材の受け入れ、海外技能実習生の受け入れを行っています。

海外技能実習生の受け入れにおいては、社内で日本語コミュニケーション研修を実施し、また、受入部門の日本人社員にも外国籍講師によるコミュニケーション研修を行うなど、異なる文化や言語を持つ

人材が国籍を越えて積極的に信頼関係を深められるよう支援しています。

今後も多様な人材活用を通じて、さまざまな個性や考え方を受け入れ、個々の能力を最大限発揮できる企業風土の醸成に取り組んでまいります。



〔海外技能実習生の研修風景〕

シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能を活かすため、法整備に先立ち1992年から「定年後再雇用制度」を導入しています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された2006年4月以降、60歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計511名の社員がこの制度を利用しています。

人材の育成と活用

当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに

に、各期の評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

管理職登用予定者には登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるように取り組んでいます。

✿ グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。

外国語通信教育講座、社内におけるビジネス外国語講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

2019年度は、受講者のニーズをふまえ、オンライン講座の拡充や各講座のコース増設など、受講者の外国語スキル向上に向けて積極的に学習環境の整備をはかりました。研修受講者の増加に伴い、社内TOEICの受験機会や外国語研修実施期間を拡大しています。

今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムとなるよう充実をはかってまいります。

✿ 能力開発支援

当社では、全社員の成長を支援するとともに中核人材・グローバル人材の養成に向け、各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」をはじめ、「一般教育」および「専門教育」といった体系的な教育と、積極的な外部研修派遣や外部講師の活用を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。

2019年度は、マネジメントスキル養成に向けた選抜型外部研修への派遣増員や、昇格者向けに問題解決や財務会計に関するe-Learningを新たに実施しました。

社員が能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう今後も継続的に教育プログラムの充実化と個々の研修の向上をはかってまいります。

なお、2019年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は15.3時間となりました。(ただし、OJTや職場内教育の時間を除きます。)



〔ロジカルコミュニケーションスキル研修〕

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は90.6%^(注)となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては相互に相手方の立場を尊重し、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

2019年度は「働き方改革」労使共同宣言に基づき、時間外労働の縮減や休暇取得の促進に向けた課題、喫煙ルールの見直し等について、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けて取り組みました。引き続き、「働き方改革」の推進に向けて、労使一体となった継続的な取り組みを展開してまいります。

さらに、各事業所においては、安全・快適な職場づくりのため、労使で組織する安全衛生委員会を毎月開催し、職場における課題等について報告、協議しています。

今後も、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場づくりとともに取り組んでまいります。

(注) 労働組合員比率：

90.6%は、正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率。

労働・安全衛生



新光電気グループは、SHINKO Wayの企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。

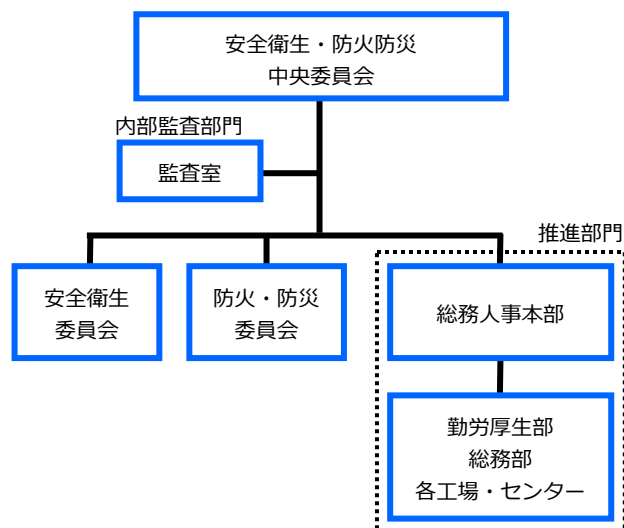
安全・快適な職場環境づくり

安全衛生・防火防災推進体制

当社では、「全社安全衛生・防火防災基本方針」を策定し、安全衛生・防火防災活動を推進しています。推進体制として、各工場に「安全衛生委員会」、「防火・防災委員会」を設置し、安全衛生・防火防災に関する工場別の取り組みを審議・実行するほか、社内で発生した災害や対策について工場間で情報共有し、類似災害の防止の取り組みを行っています。

また、社長を委員長とする「安全衛生・防火防災中央委員会」を設置し、各工場の活動を総括するとともに、発生した災害の分析、安全衛生・防火防災に関する全社的な施策・目標の策定、施策の進捗管理、施策の効果検証・改善によるPDCAサイクルを回し、安全衛生水準の向上をはかっています。

【安全衛生・防火防災推進体制】



新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 社員一人ひとりが安全意識・安全行動を徹底し、不注意・不安全行動に起因する災害の未然防止をはかる。
3. 本質安全に向けて職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスクに対しては、安全ガードの設置、「見える化」の推進、適正な保護具の使用、作業手順の明確化と必要かつ十分な教育等により、リスクを適切に管理し、災害の未然防止をはかる。
4. 社員の健康管理意識の向上をはかるとともに、社員が心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進する。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

メンタルヘルスケア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。

また、メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。

そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施し、集団分析結果を各部門責任者へ適切にフィードバックするとともに、リーダークラスを対象とした職場環境改善・コミュニケーション向上のためのスキル開発研修を実施するなど、積極的な職場環境改善活動を推進しています。



〔コミュニケーションスキル向上研修〕

「健康経営優良法人2020」に認定

当社は、2020年3月、経済産業省と日本健康会議が選ぶ「健康優良法人2020（大規模法人部門）」に認定されました。当社では、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、各種取り組みを行うとともに、その効果を検証・評価することで、実態に合わせたより効果的な施策となるよう今後も継続的な改善をはかってまいります。



地域社会への貢献



新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

地域社会との共生・対話

地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。

今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

地域の皆様とのコミュニケーション

当社では地域の皆様の生活に配慮した事業活動を心掛け、お受けしたご意見・ご要望等については、対策のために調査を行い、速やかに対応するよう努めています。

また、地域住民の皆様にご理解いただくために、工場見学会を開催しています。当社を知っていただくための大切なコミュニケーションの場となっています。

今後も地域に根ざした企業として、地域社会との共生をはかってまいります。

地域行事への参加

毎年8月に開催される長野市の「長野びんずる」と妙高市の「あらい祭り」に社員が参加しています。

2019年は踊り手として総勢161名の社員が参加し、地域の皆様と交流しました。

その他、各工場において地元行事に協賛する等の協力を行っています。



〔地域の祭りに参加（長野びんずる）〕

海外拠点における取り組み

■ SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

SEM（マレーシア）では、年に1回孤児院への寄付活動を実施しています。2019年度は寄付金その他、食料、衣類を寄付しました。また、社員約40名が孤児院を訪問し、子どもたちと交流を深めました。



〔左側2名：孤児院スタッフ 右側：SEMスタッフ〕

青少年育成支援活動

工場見学、インターンシップ等の受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2019年度においても、高丘工場・新井工場で小学生から大学生までの工場見学を受け入れました。

新光電気グループでは次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、国内に限らず海外拠点においてもインターンシップの受け入れを行っています。

2019年度はSEMにおいても、大学で化学・機械工学を専攻している学生を対象にインターンシップを行いました。



〔小学生による工場見学（高丘工場）〕

公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念の下、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまで延べ497名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。

「進路のミカタLive長野会場・未来ビュー長野」への参加

2019年度は前年度に引き続き、長野市において開催された「進路のミカタLive長野会場・未来ビュー長野」に当社も参加しました。このイベントは地元企業への就職を促進するため、進学や就職など卒業後の進路を考える高校生を対象として、「学び」と「仕事」のつながりや広がりを知ってもらうとともに、地元の企業や仕事の魅力を伝えることを目的として、開催されたものです。

当社は「エレクトロニクスの製品内部を観察しよう!」をテーマに当社製品にミクロレベルの迷路の回路をデザインしたサンプルを用意し、学生に顕微鏡を使って迷路に挑戦してもらいました。



〔未来ビュー長野 当社ブース〕

環境保全活動・ボランティア活動

工場周辺美化活動

当社は毎年6月に実施する環境月間を中心に、すべての工場周辺においてゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を行っています。

2019年度は計267名の社員が美化活動に参加しました。

また、KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM：韓国) においても、工場近隣の道路や河川の清掃活動を毎年行っています。



〔KSMによる工場近隣の清掃活動〕

ボランティア活動

妙高市クリーンパートナー（地域美化活動）、白馬村植栽活動、長野車いすマラソン等に当社社員もボランティアとして参加しました。

2019年度は上記の活動以外に10月の台風19号で被災された方々の復旧復興のために、社内にてボランティアを募り、ボランティアセンターを通して、家屋の災害廃棄物や土砂の搬出等を行いました。

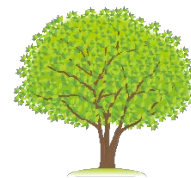
また、当社では上限20日まで休暇を積み立て、取得できる積立休暇制度（公的機関へのボランティア活動を含む特定の目的に利用）を設けています。



〔白马村復興支援ボランティアでの花壇整備活動〕

プリペイドカード等の回収・寄付

当社では使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付を行っています。2005年7月に回収を始め、2019年度末までに約970本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



トピックス

◆信州大学工学部と包括連携協定を締結

当社は、2020年7月に信州大学工学部と、研究開発、新事業の創生および人材交流の分野における協力を目的として、「包括連携協定」を締結しました。協定期間は2020年7月から3年間です。

当社と信州大学工学部はともに長野市に拠点を構え、当社では多くの信州大学工学部出身者が活躍しています。このような地理的・人的な利点を活かし、人材育成や共同の研究開発など活発な交流を行うことにより、長野から新しい技術や製品を世界に発信し、新たな未来の創出や実現に貢献することを目的として、「包括連携協定」を締結しました。

この包括的な連携のもと、新たな価値のある技術および製品の創造、さらにはSDGsが目指す社会の実現に向けた活動を推進することにより、研究開発の振興と産業の発展に寄与し、地域や社会に貢献することを目指しています。



〔信州大学工学部における調印式〕

技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献



新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。

品質方針

新光電気工業グループは、SHINKO Wayの企業理念に基づき、経営基盤の一つである品質を大切に、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。
これを達成するため、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. お客様起点での品質追求
2. 変化を先取りした品質づくり
3. 社会的責任を果たす品質の確保
4. 五ゲン主義（現場、現物、現実、原理、原則）による継続的改善
5. 品質を考える人づくり

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

製品の質・仕事の質を高める品質基礎教育

お客様や市場のニーズの変化は速く、これらを的確にとらえ、さらなるお客様の満足度向上のため、関連部門に対して継続的に品質基礎教育を行っています。品質マネジメントシステム・統計的工程管理手法および品質工学などについて、社内認定されたトレーナーが教育を行うとともに実務に直結した支援活動を行っています。

さらに品質マインドの醸成・向上をはかるため、2019年度に従来の品質関係教育体系の見直しを行いました。

■品質基礎教育 1

初めて製造業に携わる社員を主な対象に、品質問題が企業や社員に与える影響を紹介し、品質問題発生を防ぐために自分達はどう考え、どう行動するかを学ぶコース。

■品質基礎教育 2

中堅社員を主な対象に、品質基礎教育 1 をベースにしてより高度な品質管理の考え方と仕組み、業務の中での品質管理の重要性、社内ですでに使われる手法やしくみを学ぶコース。

これら2つのコースを関係各部門に対し、のべ28回開催し、407名が受講しました。

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえる機会として、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展を継続して行い、お客様の声を製品・技術開発や販売活動等へ反映させています。

COMPAMED 2019

2019年11月18日から21日の4日間にわたり、ドイツ・デュッセルドルフで開催された「COMPAMED 2019（国際医療機器技術・部品展）」に2015年度の初出展から継続して5回目の出展をしました。医療分野のウェアラブル機器向けに特化したワイヤレスセンサーモジュールなどをご紹介し、市場の要求事項を確認しました。

第12回 オートモーティブワールド

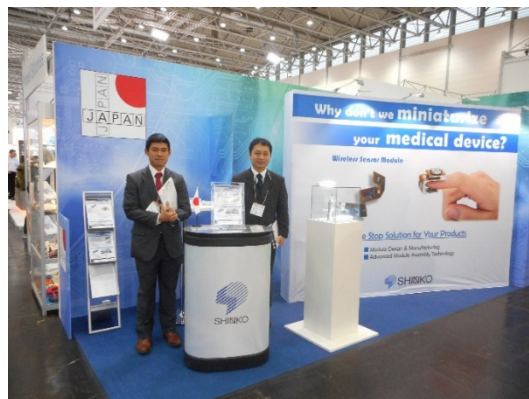
2020年1月に東京ビッグサイトで開催された「第12回オートモーティブワールド」では、POL(Power Overlay)が組み込まれたインバーターモジュール等、当社製品の利用をイメージできる展示を行いました。展示ブースには3日間で100名を超えるお客様にご来場いただき大きな関心を持っていただきました。

安全と信頼への取り組み

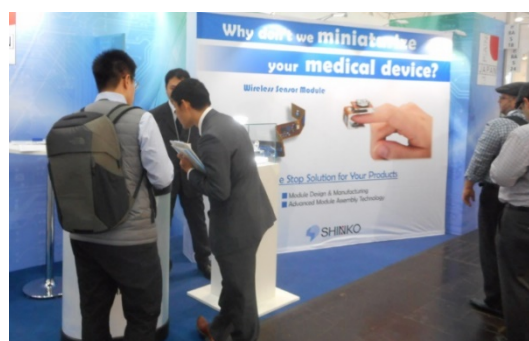
安全保障輸出管理について

当社は安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定し、適切な安全保障輸出管理を実施しています。

また、新入社員や新任管理職、輸出製品に携わる社員への定期的な教育を通じ、法令遵守の意識を高めています。



〔COMPAMED 2019〕



〔第12回 オートモーティブワールド〕

サプライチェーンによる社会的責任の推進



新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供しているお取引先によって支えられています。当社はお取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、“お取引先との共存共栄”、“公正な商取引”、“法令および社会規範の遵守”、“地球環境保全”の4方針に沿った調達活動を展開しています。

※「調達基本方針」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

企業の社会的責任に配慮した調達活動

🌱 調達指針

当社では、社会的責任に配慮した調達活動を自社において推進するとともに、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、SHINKO Wayおよび「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を定めています。当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

また、当社では、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全

- ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
- ・含有化学物質管理の徹底を推進します。

2. 法令遵守（コンプライアンス）

- ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。

3. 人権尊重・労働・安全衛生

- ・一人ひとりの人権を尊重します。
- ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
- ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
- ・児童労働、強制労働を行いません。

4. 製品・サービスの安全性・品質の確保

- ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。

5. 情報セキュリティの維持・推進

- ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。

6. 公正取引・企業倫理

(1) 公正な商取引

- ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。

(2) 秘密情報・個人情報の保護

- ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。

(3) 知的財産の保護

- ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。

(4) 贈収賄等の禁止

- ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

調達指針の共有のために

～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめ、継続的に取引のあるすべてのお取引先に対して、本文書を毎年送付しています。

2019年度も、国内および海外のお取引先約800社に対して本文書を送付し、当社「調達指針」へのご理解とご協力をお願いしました。

「お取引先の皆様へ」項目

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画（BCP）について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 「責任ある鉱物調達」の取り組み
5. 企業の社会的責任について

※「お取引先の皆様へ」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

また、2020年度上期には、新規のお取引先にも「調達基本方針」等の周知を行うことに加え、お取引先におけるCSR取り組み状況を調査表により確認し評価するための仕組みを構築しました。取引開始の段階で相互の取り組み状況の理解およびCSRに配慮した調達活動の推進をはかっています。

お取引先との対話

当社では、主要なお取引先に、RBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。このアンケート調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野でのRBA行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくもので、継続的に各お取引先における状況を確認しています。

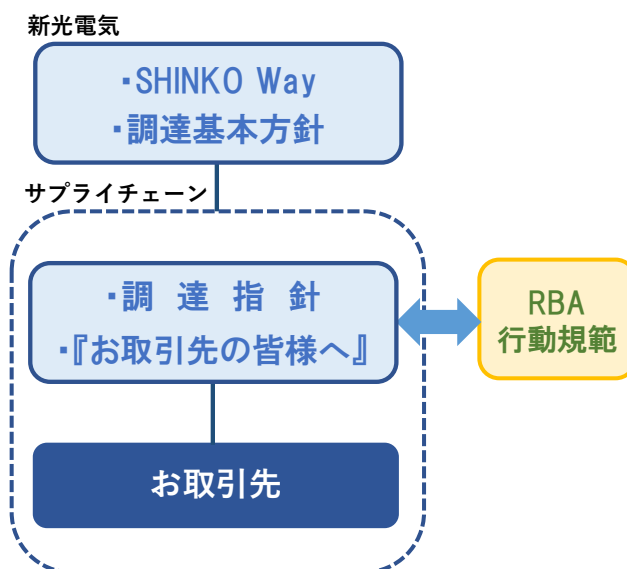
2019年度は、海外のお取引先を含め主要なお取引先38社にアンケート調査を実施しました。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先10社についても、このアンケート調査を毎年実施しており、加えてアンケート調査の結果に基づき、作業現場等の状況に問題が無いか、年2回実地監査を実施し、必要に応じて改善要請を行っています。2019年度の実地監査においても、RBA行動

規範および関係法令上、問題の無いことを確認しています。

今後も、アンケート調査や実地監査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーンCSR推進体系】



「責任ある鉱物調達」の取り組み

当社では、お取引先と連携して調達活動におけるサプライチェーンの透明性の確保と責任ある鉱物調達の実践に取り組み、紛争を助長している、あるいは人権侵害や労働問題などに関わる紛争鉱物の調達を回避すべく努めています。2010年に米国で成立した「金融規制改革法（ドット・フランク法）」では、コンゴ民主共和国（DRC）およびその近隣国で産出される鉱物のうち、タンタル、錫、金、タングステン、その他米国国務省が判断する鉱物を紛争鉱物と定めています。

この取り組みにおいては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、RMI（Responsible Minerals Initiative）が定めた調査票CMRT（Conflict Minerals Reporting Template）を使用して、対象鉱物の調達ルートの調査、リスク評価を毎年実施しています。その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みとして、サプライチェーン上流に遡り、第三者機関（監査会社等）にRMAP（Responsible

Minerals Assurance Process) 適合製錬所・精製所として認証された製錬業者からの金属／鉱物調達を100%となるよう継続して要請しています。

2019年度は、59社について調査を実施し、問題の無いことを確認しています。

事業継続マネジメント（BCM）

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象としてBCMに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、BCPの充実や拠点の分散化等、BCM強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は富士通グループの一員として、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

環境マネジメントシステム（EMS）の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の構築をお願いしています。

製品含有化学物質の管理

当社では、購入品に含有される化学物質について、各種規制や法令を遵守し、環境影響の低減化をはかることを目的として「取引先環境管理物質管理マニュアル」を随時改定しお取引先へ配付しています。グリーン調達へのご理解とご協力をお願いするとともに、購入品の化学物質の含有状況などを調査しています。また、部材系の主要なお取引先約30社を対象として、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いしています。具体的な活動として、当社監査員が対象お取引先を訪問の上、管理状況を確認する監査や、書面による監査を定期的・継続的に実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と改善の支援を行っています。こうした活動を通じて、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

お取引先とのCO₂排出量削減および水資源保全活動の推進

当社は富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第9期環境行動計画（2019～2020年度）では、サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減に加え、水資源保全の取り組み推進を新たな目標として掲げ、お取引先に、各社のお取引先（当社から見た二次お取引先）へCO₂排出量削減および水資源保全の取り組み推進を呼び掛けていただくよう要請しました。

2019年度は、25社の主要なお取引先に対して、富士通グループ共通の環境調査票により活動状況を確認しました。調査結果として、5社のお取引先でCO₂排出量削減を350社の二次お取引先に要請いただいております。前年より91社増加していることを確認しました。水資源保全については、3社のお取引先が二次お取引先210社に活動実施を要請いただいていることを確認しました。

また、調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減およ

び水資源保全の取り組みがはかられるよう、引き続き取り組んでまいります。

コンプライアンスの徹底

お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

※「お取引先コンプライアンスライン」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/compliance/terms/index.php>

調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」、および下請法や派遣法等調達業務に関連する法令等について周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

環境変化の激しい半導体市場にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

※詳細につきましては、当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

<https://www.shinko.co.jp/corporate/governance/>

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。当社は経営の透明性を確保し、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を3名選任しています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

■取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役3名で構成されています。

※当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役全員に対し、毎年、取締役会の構成・運営面についてアンケートを実施し、取締役会の実効性向上をはかっています。

■監査等委員会

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員でない取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。監査等委員会は、常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名の3名で構成されています。なお、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

監査等委員でない取締役の選解任および報酬決定に際しては、事前に内容の案を監査等委員会に提示し、監査等委員会において検討および意見決定を行うことで、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

■経営会議

経営会議は、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行い、経営層による自由闊達な議論を行うことを目的として、おおむね月3回開催しています。経営会議は、代表取締役、執行役員を兼務する取締役および事業・営業・経理部門等を担当する執行役員で構成されています。

■執行役員会議

執行役員会議は、各部門およびグループ会社の状況、コンプライアンスやリスク管理に関する取り組み状況をはじめ、経営全般に関する審議、報告を目的として毎月開催しています。執行役員会議は、代表取締役社長を議長とし、すべての執行役員で構成されています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、担当執行役員および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

🌸 社外取締役

当社の社外取締役は3名で、監査等委員でない取締役が1名および監査等委員である取締役が2名です。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、「社外取締役の独立性判断基準」を定めていますが、社外取締役3名はこの基準の要件を満たしています。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

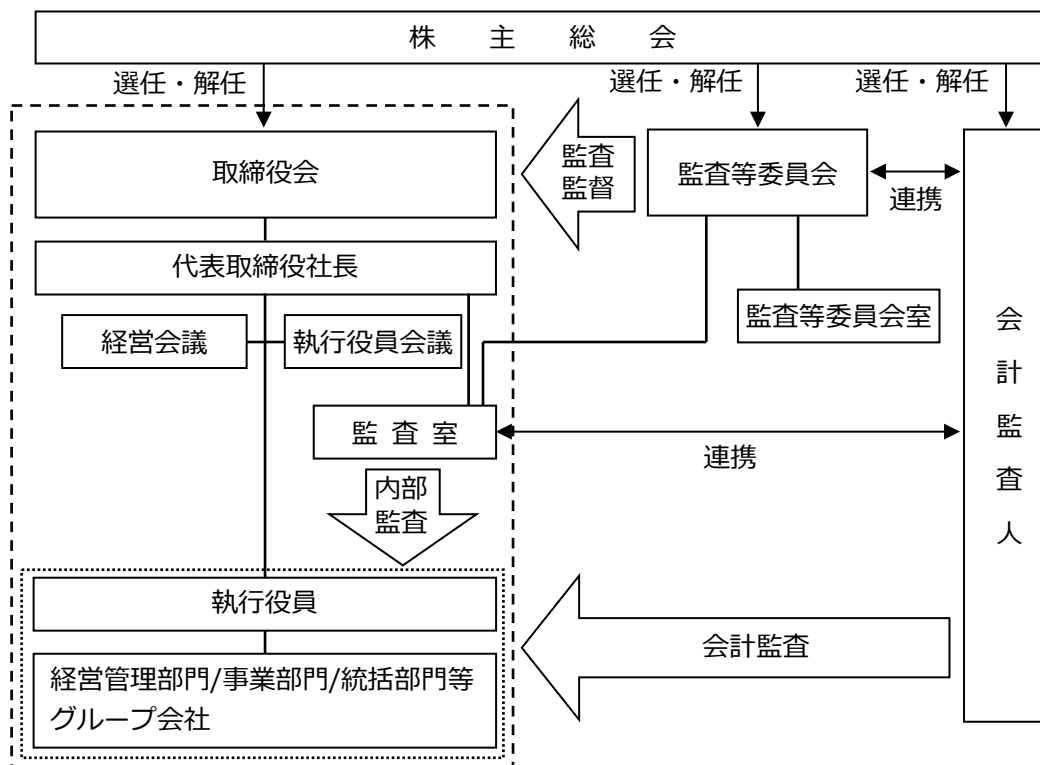
🌸 内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、当社における業務全般について、制度および業務の遂行状況を検討・評価することによって各業務が適切かつ効率的に実施されることに寄与するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しています。監査室は、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果について、定期的に、また随時に監査等委員会に報告し、また、監査等委員会から当該報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。

経営管理部門は、監査室に対し、必要に応じて報告および資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施されるよう協力しています。

また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制監査を受けています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



役員報酬について

役員報酬決定にあたっての方針と手続

当社の役員の報酬等は、業績との連動性を加味し、内規に基づく客観性のある報酬制度としており、取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データの一定水準を基礎とし、職責・役位に応じて支給される固定報酬と、経営における収益性・資本効率性を測る重要な指標として主に当社のROEにより、その実績に基づく達成度合いに応じて支給する業績連動報酬から構成しています。固定報酬と業績連動報酬の割合については、5：5としています。なお、業績連動報酬は、固定報酬とともに支給する業績連動分と賞与によって構成しています。

監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、外部調査機関による役員報酬調査データの一定水準を基礎とする固定報酬をもって支給することとしています。

役員の報酬等の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）については、取締役会において内規に基づき所定の算定方法により決定することを決議し、支給しています。監査等委員である取締役については、内規に基づき所定の算定方法に基づく監査等委員の協議により決定し、支給しています。なお、取締役（監査等委員でない取締役を除く）の報酬等については、あらかじめ監査等委員会において検討および意見決定を行っており、また、賞与については、毎年の定時株主総会において役員賞与支給議案を上程し、承認決議を経て支給しています。

取締役の報酬等の額（2019年度）

区分	支給人員	支給額
監査等委員でない取締役	5名	182百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (2名)	37百万円 (12百万円)
合計	8名	220百万円

※上記支給人員および支給額には、2019年6月25日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名を含んでいます。

※2016年6月28日開催の第81回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額2億50百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内として承認決議されています。

コンプライアンス



ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

2019年度に法務・コンプライアンス・知的財産本部を新たに設置し、グループ全体のコンプライアンスのさらなる強化、SHINKO Wayの推進等に取り組んでいます。

🌱 コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組んでおり、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

🌱 SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

🌱 Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準であるGlobal Business Standards (GBS) です。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

※Global Business Standards (GBS)

<https://www.shinko.co.jp/assets/pdf/gbs.pdf>

Global Business Standards (GBS) 項目

1. 人権を尊重します
 - 1.1 人権の尊重
 - 1.2 差別行為またはハラスメント
 - 1.3 健全な職場環境
2. 法令を遵守します
 - 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守
 - 2.2 財務報告および社内記録
 - 2.3 環境と製品
 - 2.4 健康と安全
 - 2.5 国際貿易
 - 2.6 マネーロンダリング
3. 公正な商取引を行います
 - 3.1 公正な競争
 - 3.2 贈収賄
 - 3.3 政府との対応
 - 3.4 公正かつ倫理的な購買
 - 3.5 マーケティングと広告
 - 3.6 政治およびメディア活動
4. 知的財産を守り尊重します
 - 4.1 知的財産権の保護
 - 4.2 第三者の知的財産権の尊重
5. 機密を保持します
 - 5.1 一般原則
 - 5.2 秘密情報の保護
 - 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護
 - 5.4 個人情報の取扱い
6. 業務上の立場を私的に利用しません
 - 6.1 一般原則
 - 6.2 利益の相反
 - 6.3 贈答および接待
 - 6.4 インサイダー取引
 - 6.5 会社資産の保護

🌸 関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイドライン」を制定しています。さらに、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

なお、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、細則およびガイドラインを適宜制定、改定しています。

🌸 コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特にビジネス上のリスクが高い、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等の分野に関する教育については、新光電気グループにおける関係者全員が定期的・反復的に必ず受講するしくみにより、リスクの軽減をはかっています。

2019年度は、国内においては営業部門等を対象にしたカルテル防止に関する集合教育や、事業部門等を対象とした品質コンプライアンスに関する集合教育を実施するとともに、カルテル・談合防止や反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するe-Learning等を実施しました。

海外においては、全拠点においてカルテル防止・反贈収賄・安全保障輸出管理等に関するe-Learningを実施するとともに、東南アジア地区各拠点において集合教育を実施しました。



〔コンプライアンス集合教育（海外拠点）〕

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

🌸 内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員がコンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載した携帯用カードの配付等により周知をはかっています。



〔窓口連絡先を記載した携帯用カード〕

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正を実施し（懲戒処分を含む）、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

RBA行動規範への取り組み

新光電気グループにおいては、従前よりEICC（Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界CSRアライアンス）が定める行動規範を尊重のうえ、取り組みを推進してまいりました。

昨今、電子業界以外の企業によるEICCへの加入が増加している状況等をふまえ、EICCは2016年に参加企業資格拡大のうえ、2017年10月にはRBA（Responsible Business Alliance）に改称しました。これに伴い行動規範も、内容、構成を若干変更したうえで「EICC行動規範」から「RBA行動規範」に名称を変更しました。

新光電気グループは、引き続きRBA行動規範を尊重し、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に規定されている管理体制の充実とプロセスの実践に努めています。

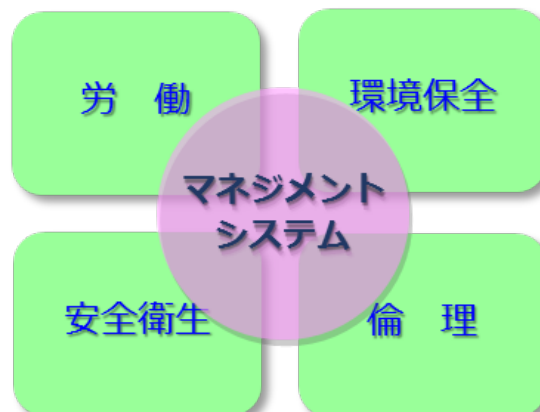
具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。

また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況について監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

これらの年間活動およびその監査結果については、経営トップに報告し、レビューを受けたうえで、その意見を翌年度の活動に反映させています。

さらに、お取引先にもRBA行動規範についてご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくように努めることで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。

なお、2017年3月より富士通グループがRBAに加入したこともふまえ、新光電気グループは、国内に加え海外の生産拠点においても、RBA行動規範に基づく活動の一層の充実をはかっています。



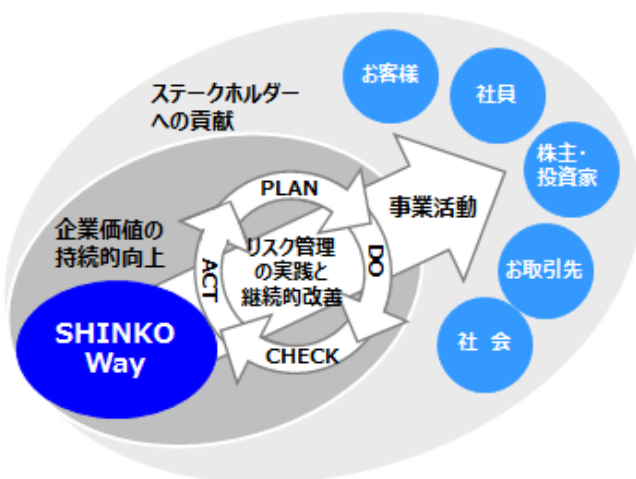
リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。当社では、2020年8月にリスクマネジメント室を新たに設置し、新光電気グループ全体のリスクマネジメントのさらなる強化に取り組んでいます。

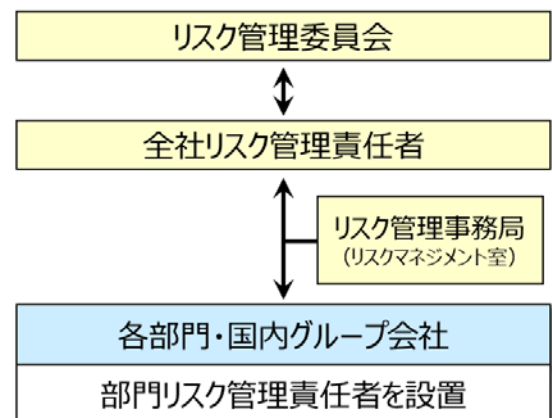
リスクマネジメントの推進

新光電気グループ（国内）では、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者である社長がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

【事業等のリスク（※）】

1. 経済や金融市場の動向に関するリスク（主要市場における景気動向、為替動向）
2. 製品やサービスの欠陥や瑕疵に関するリスク
3. 調達先等に関するリスク
4. 自然災害や突発的事象発生のリスク
5. 競合・業界に関するリスク
6. 知的財産に関するリスク
7. 情報セキュリティに関するリスク
8. 環境・気候変動に関するリスク
9. お客様に関するリスク
10. 多額な設備投資に関するリスク
11. 公的規制、政策、税務に関するリスク
12. コンプライアンスに関するリスク
13. 人材に関するリスク

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

事業継続の取り組み

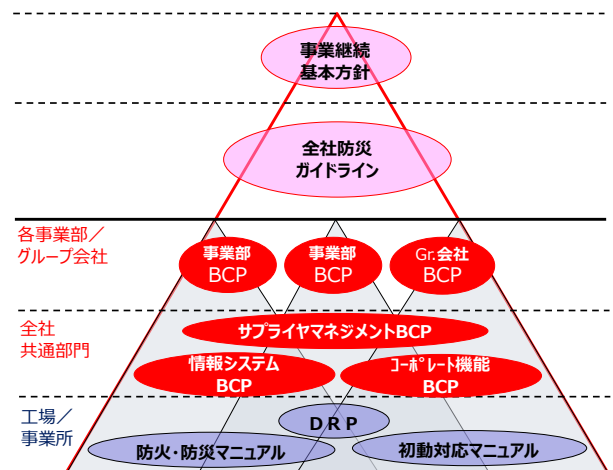
新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社BCMの基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。

2019年度は全工場の施設部門を対象に、工場所在地における大規模な停電発生を想定した災害模擬訓練を実施しました。非常用電源の確認や各工場が持つ特有リスクの洗い出し、復電時のインフラ設備の立ち上げ手順などを全員で確認しました。今後も、BCPにおける対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



〔施設部門の災害模擬訓練〕

新光電気グループ事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

防災体制・対応力強化に向けた取り組み

当社では、事故の未然防止、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

また、社員の安否確認を迅速かつ確実にするため、安否確認システムを導入しており、毎年全社員を対象に安否報告・確認訓練を実施しています。

災害・事故対応訓練の実施

毎年、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練を実施しています。

また、海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。



〔SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.の
消火訓練〕

新型コロナウイルス感染症への対応

2020 年に入り世界中に広がりを見せている新型コロナウイルス感染症について、当社では感染予防および感染拡大防止のため、基本方針に沿い、各種感染防止対策を実施しました。

基本方針

1. 日本政府および地方自治体などの方針に従い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努める。
2. お客様、お取引先様、地域の皆様や社員等の健康と安全確保を最優先の上、お客様への製品提供をはじめ事業の継続に努める。

感染予防および感染拡大防止のための主な対応

当社では、日本国内において感染が急速に拡大した2020年4月時点において、主に以下の対策を行ないました。

1. 事務部門・営業部門等を中心とした在宅によるテレワークの実施
2. 海外出張・国内出張、外部会合・懇親会・会食の原則禁止
3. 社内における3密防止対策の徹底
 - ・事務所・食堂のレイアウト変更、利用人数の制限
 - ・社内会議の延伸・中止、オンライン会議への切替え 等
4. 来訪者の入構制限
5. 社員本人に発熱等の症状が見られる場合および社員本人または同居家族に感染・濃厚接触が確認された場合は、出社しない、させないことを徹底
6. 社員へ不要不急の私的な移動の自粛を要請



情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、2017年にSHINKO Wayに基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定しました。また、「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの確保・向上に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Way に示す「お客様のかけがえのないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勘案します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



情報の適切な管理

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

情報保護マネジメントシステムによる情報の保護

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、業務上取り扱う情報について、適切な管理を設定し現場での自律した情報保護の取り組みと、内部監査の実施により、取り組み状況を確認する「情報保護マネジメントシステム」を構築し、情報保護の強化に努めています。

情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策

の一環として、階層別教育やe-Learning、職場教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。2019年度は、国内における新光電気グループ全社員約4,600名を対象に、情報管理教育を実施し、100%の修了率となっています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

個人情報の保護

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことを企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。

業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するため、個人情報保護の強化をはかっています。2019年度は、東南アジア地区各拠点において関係者を対象としたGDPRに関する教育を実施しました。

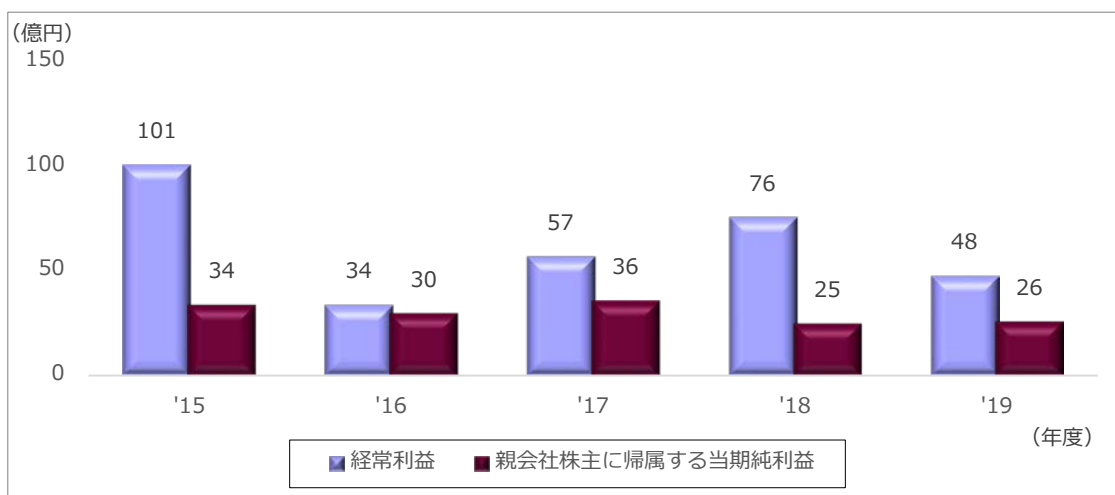
【情報の分類】

情報の分類					
公開情報			公開ウェブサイト、カタログ等、一般に公開されているものをいいます。	個人情報	公開情報、秘密情報に関わらず、左記の各情報には、お客様や取引先、社員等に関する多様な個人情報が含まれています。
秘密情報	当社の秘密情報	社外秘情報	社外に開示してはならない情報のことをいい、社内ルール、社内報等がこれにあたります。		
		関係者外秘情報	「人事情報」「研究中の技術情報」「顧客リスト」等、知る必要のない人には知られてはならない情報をいいます。		
	他社秘密情報		秘密保持契約やライセンス契約等によりお客様や他社から入手した秘密情報など、契約による守秘義務が課されている情報です。		

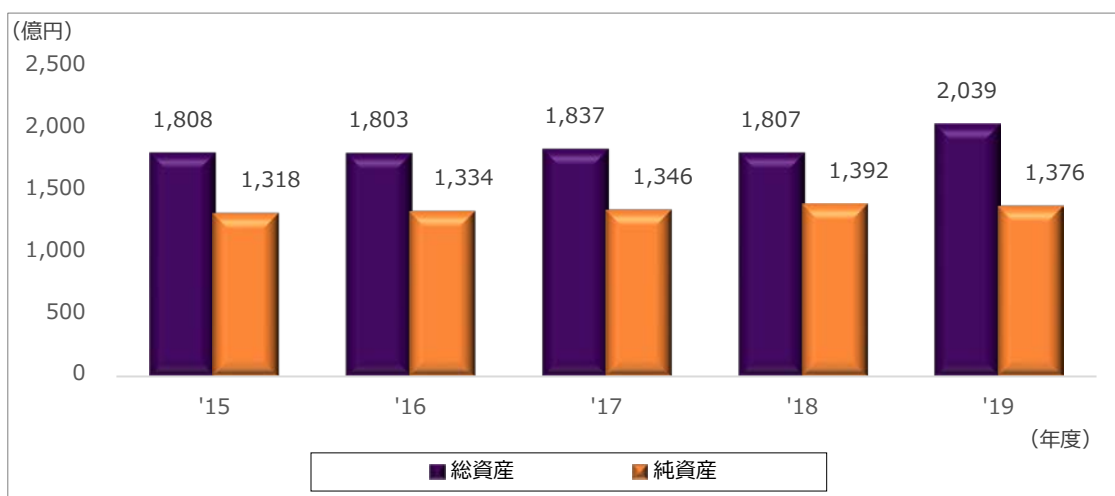
財務・非財務データ

業績・財務情報（連結）

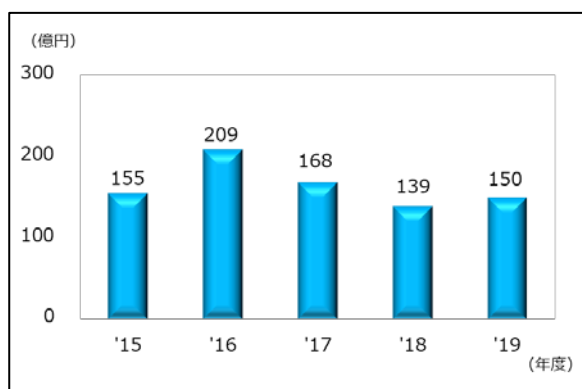
【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



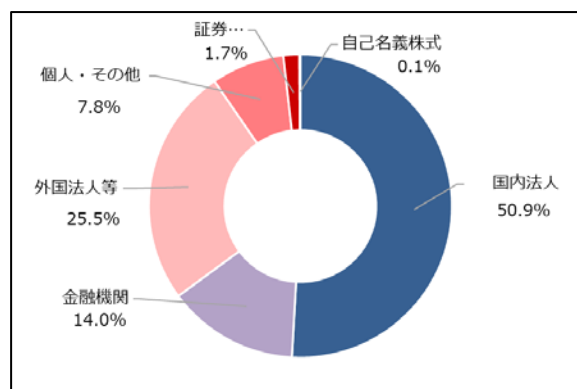
【総資産／純資産】



【設備投資】



【所有者別株式分布状況（2020年3月末現在）】



社員関連データ

【社員構成】（新光電気グループ）

		2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)	2019年度 (2020年3月期)
地域別社員数（人）	合計	4,785	4,850	4,936
	日本（比率）	84.9%	84.8%	85.3%
	アジア（"）	14.2%	14.4%	14.0%
	米州（"）	0.9%	0.8%	0.7%
雇用形態別社員数（人）	正規	4,785	4,850	4,936
	非正規 ※1	295	339	413

※1 嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない

【多様性】（新光電気）

		2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)	2019年度 (2020年3月期)
社員数（人）	合計	3,987	4,035	4,132
平均年齢（歳）		45.2	44.9	44.5
平均勤続年数（年）	全平均	23.3	23.0	22.3
	男性	22.8	22.3	21.6
	女性	25.3	25.2	25.0
男女別社員数（人）	男性	3,121	3,160	3,253
	女性	866	875	879
女性社員比率（%）		21.7%	21.7%	21.3%
女性管理職比率（%） ※2		2.4%	2.6%	2.9%
外国人社員数（人） ※3		8	20	42
障がい者雇用率（%） ※4		2.25%	2.37%	2.37%

※2 グループ会社への出向者および非正規含む

※3 グループ会社からの出向者および非正規含む

※4 国内グループ会社および非正規含む（毎月6月集計）

【雇用状況】（新光電気）

		2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)	2019年度 (2020年3月期)
新卒採用（人）	合計	49	105	125
キャリア採用（人）	合計	18	83	127
正規社員の離職率（%） ※5		1.4%	1.4%	1.7%

※5 定年退職者を含む

【雇用状況】（新光電気）

		2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)	2019年度 (2020年3月期)
育児休職 利用者数（人）	合計	19	29	24
	男性	0	2	1
	女性	19	27	23
育児休職後の復職率（%）		100%	100%	100%
育児休職後の定着率（%） ※6		94%	100%	100%
介護休職 利用者数（人）	合計	2	1	2
	男性	1	0	1
	女性	1	1	1
介護休職後の復職率（%）		100%	-	0%
介護休職後の定着率（%） ※6		100%	50%	-
出産育児サポート休暇 取得者数（人）		44	39	38

※6 復職後12か月の時点で在籍している社員の比率

環境データ

環境測定データ

更北工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.02	— ^{※2}	— ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	4.41	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	130	— ^{※2}	— ^{※2}

□水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン指数	5.0～9.0	5.2～8.8	7.9	7.3
BOD	600	540	520	196
浮遊物質量	600	300	210	56
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	1	0.42	0.17
亜鉛	2	1	0.38	0.14
溶解性鉄	10	5	0.45	0.14

高丘工場

□大気 対象：C棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.03	— ^{※2}	— ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	3.68	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	130	— ^{※2}	— ^{※2}

対象：K棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.03	— ^{※2}	— ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	7.40	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	130	— ^{※2}	— ^{※2}

□水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	7.5	7.0
BOD	160	30	27	24	10
浮遊物質量	200	50	25	22	7
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.83	0.20
亜鉛 ^{※4}	5	3	1.5	0.04	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.21	0.09
溶解性マンガン	10	10	3	0.33	0.09
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02

※1 大気汚染防止法施行規則附則（S60.6.6 総令 31）により、当面は適用無し

※2 1回/3年の測定管理（2019年度は測定無し）

※3 燃料は硫黄成分の含有無しのため測定不要

※4 国・県の基準値は、2021年12月10日までの暫定基準

若穂工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.02	— ^{※2}	— ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	5.5	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	135	— ^{※2}	— ^{※2}

□水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン指数	5.0～9.0	5.2～8.8	8.0	7.7
BOD	600	540	430	309
浮遊物質量	600	200	72	57
n-ヘキサン	5	4.5	4.0	1.2
銅	2	1.8	0.67	0.31
亜鉛	3	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	3	<0.02	<0.02
溶解性マンガン	10	4	0.26	0.10
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02

新井工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.015	<0.004	<0.004
硫黄酸化物	m ³ N/h	7.1	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	100	31	23

□水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	7.5	7.2
BOD	160	25	23	6.0	2.9
浮遊物質量	200	50	32	8	4
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.14	0.11
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	5	0.39	0.12
溶解性マンガン	10	10	3	0.38	0.11
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

京ヶ瀬工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/ m ³ N	(0.1)	0.03	— ^{※2}	— ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	4.65	—	— ^{※3}	— ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ / m ³ N	(150)	130	— ^{※2}	— ^{※2}

□水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.2～8.2	7.5	7.0
BOD	160	160	80	5.8	4.5
浮遊物質量	200	200	65	3	3
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.02	<0.02
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.09	0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.17	0.13
溶解性マンガン	10	10	3	0.02	<0.02
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

※集計対象：新光電気グループ（国内）

INPUT	2017 年度	2018 年度	2019 年度
エネルギー(GJ)	3,203,717	3,174,950	3,267,857
電力 (MWh)	280,757	279,916	286,038
軽油 (千 L)	4	4	4
ガス (千 m ³)	16,366	15,791	16,724
再生可能エネルギー (MWh)	46	33	47
物質 (t)	18,200	16,548	39,071
原材料 (t)	15,251	13,589	36,451
化学物質 (t)	2,949	2,959	2,620
水資源 (千 m³)	3,315	3,488	3,464
上水道 (千 m ³)	770	830	694
地下水 (千 m ³)	2,545	2,658	2,770
リサイクル率 (%)	50	50	48

(用語解説)

再生可能エネルギー	太陽光による発電量
化学物質	PRTR 対象物質の取扱量
水資源リサイクル率	(総使用量 - 水資源投入量) / 総使用量

物 流	2017 年度	2018 年度	2019 年度
INPUT エネルギー			
軽油 (千 L)	894	852	809
OUTPUT 大気			
CO ₂ (t-CO ₂)	2,363	2,251	2,139

(用語解説)

INPUT	エネルギー	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった 運送エネルギー量
OUTPUT	CO ₂	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった 運送エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出 量

OUTPUT	2017 年度	2018 年度	2019 年度
大 気			
CO ₂ (Scope1) (t-CO ₂)	34,275	36,146	38,339
更北工場	3,401	3,678	3,945
若穂工場	10,259	9,958	10,057
高丘工場	12,182	13,262	15,041
新井工場	7,206	8,056	8,015
京ヶ瀬工場	1,204	1,168	1,254
その他	23	24	26
CO ₂ (Scope2) (t-CO ₂)	114,268	113,926	116,417
更北工場	18,868	18,984	19,281
若穂工場	26,810	27,956	27,625
高丘工場	36,530	35,064	38,057
新井工場	26,375	26,515	26,135
京ヶ瀬工場	2,282	2,173	2,168
その他	3,403	3,234	3,152
1t-石油の消費に起因しない 温室効果ガス(Scope1) (t-CO ₂)	913	889	852
NOx (t)	17	15	18
SOx (t)	0	0	0
化学物質 (t)	6	5	5
水 域			
排水 (千 m ³)	2,820	2,777	2,852
河川放流	1,915	1,851	1,940
下水道放流	905	926	912
廃棄物 (t)	21,265	21,305	22,448
有効利用物 (t)	21,249	21,280	22,409
その他廃棄物 (t)	16	25	39
特定有害産業廃棄物	0	0	0
有効利用率 (%)	99.9	99.9	99.8
(最終処分量 (t))	2	2	3

(用語解説)

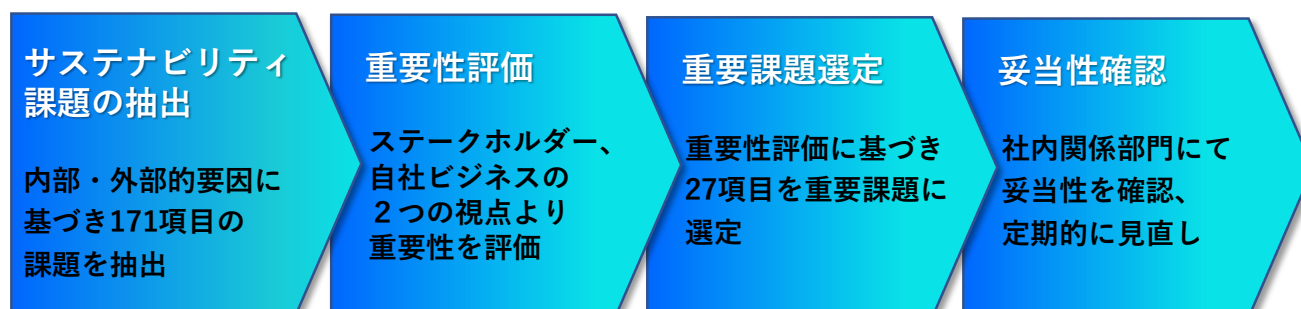
CO ₂	工場等で使用したエネルギーの消費に伴う二酸化炭素 排出量（富士通グループ GHG プロトコルで換算） （Scope1：重油・ガス・軽油、Scope2（ロケーション 基準）：電気）
エネルギーの消費に 起因しない温室効果 ガス	工場等で使用したエネルギーの消費に起因しない温室 効果ガスの排出量（GWP 換算）（Scope1）
NOx	工場等のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SOx	工場等のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
化学物質	PRTR 対象物質の排出量
有効利用物	廃棄物のうち、有効利用したもの
その他廃棄物	廃棄物のうち、単純焼却および埋立てた量（廃棄物－ 有効利用物）
特定有害産業廃棄物	その他廃棄物のうち、特性に合わせた管理が必要なもの
有効利用率	有効利用物 / 廃棄物量
最終処分量	直接埋立ておよび中間処理後に埋立てされる残渣物量 （廃棄物量には含まない）

重要性の評価・重要課題の選定

重要課題の選定にあたっては、企業指針や経営方針等の内部的要因と主要な国際標準や社会的要請等の外部的要因よりサステナビリティ課題（社会的課題）を抽出し、それらについてステークホルダーにおける重要性和新光電気グループのビジネスにおける重要性の2つの視点による重要性評価を行うプロセスとしています。選定した重要課題については、社内関係部門において妥当性の確認を行うとともに、定期的に見直しを実施しています。

なお、選定プロセスにおいては、サステナビリティ課題の抽出にあたり、SDGs目標をはじめとして多様な指標を参考にしています。

【重要課題選定プロセス】



◆参考にした国際サステナビリティ関連標準

- ① GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード
- ② RBA（Responsible Business Alliance）行動規範
- ③ ISO26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト
- ⑤ SDGs（Sustainable Development Goals）
- ⑥ SASB（Sustainability Accounting Standards Board）

【重要性評価による重要課題の選定】



ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。ステークホルダーの皆様から寄せられるご期待に応え、長期的かつ安定的な利益の創出および企業価値の継続的な向上をはかることが、新光電気グループに求められています。

新光電気グループにおいては、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、新光電気グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することにより、企業としての社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献を目指してまいりました。

今後も、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを一層充実させることにより、信頼関係の向上、社会的課題への取り組みの強化をはかってまいります。



ステークホルダーとの主なコミュニケーション

ステークホルダー	SHINKO Way における企業指針	コミュニケーション (主要なもの)	主な窓口部門
お客様	お客様の成功に貢献し、かけがえのないパートナーとしてともに成長することを目指します	・お客様満足度調査 ・お客様からのCSR・RBA関連調査・監査対応 ・国内・海外における展示会 ・ウェブサイトによる情報発信 等	営業部門 海外販売会社 事業部門
お取引先	長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてともに繁栄・存続していく、共存共栄の関係を築きます	・調達指針等周知 ・アンケート（CSR、事業継続マネジメント等）、実地監査 ・紛争鉱物調査 ・お取引先コンプライアンスライン 等	資材調達部門
株主・投資家	企業価値向上の取り組みや成果を理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示します	・株主総会 ・報告書・中間報告書 ・IRウェブサイトによる情報発信 ・問い合わせ対応 ・IRフォーラム 等	広報IR部門
地域社会	地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります	・地域住民の皆様との定期交流会 ・工場見学会（地域・近隣学校） ・地域行事への参加 ・社会貢献・ボランティア活動 ・自治体との対話 等	総務部門 各事業所
社員	多様性の尊重による企業価値の向上を目指すとともに、自己の成長を実現できるよう支援します	・労働協議会、働き方改革労使会議 ・安全衛生委員会 ・内部通報相談窓口 ・目標管理・業務目標面接制度 ・社内報、イントラネット 等	人事部門 総務部門

GRIスタンダード対照表

1. 一般標準開示項目

※・・・中核（Core）オプションの指標

一般標準開示項目			掲載頁	掲載項目
組織のプロフィール				
102-1	※	組織の名称	3	新光電気グループ概要
102-2	※	主要なブランド、製品、サービス	5	部門別概況
102-3	※	本社の所在地	3	新光電気グループ概要
102-4	※	事業所の所在地	4	事業拠点
102-5	※	所有形態および法人格	3 38-40 49	新光電気グループ概要 コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報（連結）
102-6	※	参入市場	4 5	事業拠点 部門別状況
102-7	※	組織の規模	3 4 49 50	新光電気グループ概要 事業拠点 業績・財務情報（連結） 社員関連データ
102-8	※	従業員およびその他の労働者に関する情報	50	社員関連データ
102-9	※	サプライチェーン	34-37	サプライチェーンによる社会的責任の推進
102-10	※	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	-	※該当なし
102-11	※	予防原則または予防的アプローチ	20 26-28 43 44-48 53	環境リスク対策 安全・快適な職場環境づくり RBA 行動規範への取り組み リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
102-12	※	外部イニシアティブ	43	RBA 行動規範への取り組み
102-13	※	団体の会員資格	-	※該当なし
戦略				
102-14	※	上級意思決定者の声明	6	トップメッセージ
102-15		重要なインパクト、リスク、機会	6 9-13 15 44-48	トップメッセージ CSR 活動マネジメント 環境マネジメントシステム リスクマネジメント
倫理と誠実性				
102-16	※	価値観、理念、行動基準・規範	1 41-43	SHINKO Way コンプライアンス
102-17		倫理に関する助言および懸念のための制度	22-23 41-43	人権尊重への取り組み コンプライアンス
ガバナンス				
102-18	※	ガバナンス構造	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-19		権限移譲	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-20		経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	15 26-28 38-40 44	環境マネジメントシステム 安全・快適な職場環境づくり コーポレート・ガバナンス リスクマネジメントの推進
102-21		経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	29 54	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-22		最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-23		最高ガバナンス機関の議長	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-24		最高ガバナンス機関の指名と選出	38-40	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」

一般標準開示項目			掲載頁	掲載項目
102-25		利益相反		「コーポレートガバナンス報告書」
102-26		目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	1 38-40	SHINKO Way コーポレート・ガバナンス
102-27		最高ガバナンス機関の集会的知見	-	-
102-28		最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	-	-
102-29		経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	44-48 53	リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
102-30		リスクマネジメント・プロセスの有効性	44-48	リスクマネジメント
102-31		経済、環境、社会項目のレビュー	44-48	リスクマネジメント
102-32		サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	-	-
102-33		重大な懸念事項の伝達	38-39 44-48	コーポレート・ガバナンス体制 リスクマネジメント
102-34		伝達された重大な懸念事項の性質と総数	-	-
102-35		報酬方針	39	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-36		報酬の決定プロセス	39	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-37		報酬に関するステークホルダーの関与	39	役員報酬について
102-38		年間報酬総額の比率	-	-
102-39		年間報酬総額比率の増加率	-	-
ステークホルダー・エンゲージメント				
102-40	※	ステークホルダー・グループのリスト	54	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-41	※	団体交渉協定	25	労使関係
102-42	※	ステークホルダーの特定および選定	54	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-43	※	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	53 54	重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-44	※	提起された重要な項目および懸念	9-13 53 54	CSR 活動マネジメント 重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
報告実務				
102-45	※	連結財務諸表の対象になっている事業体	2 3	編集方針：対象範囲 新光電気グループ概要
102-46	※	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	53	重要性の評価・重要課題の選定
102-47	※	マテリアルな項目のリスト	53	重要性の評価・重要課題の選定
102-48	※	情報の再記述	-	※該当なし
102-49	※	報告における変更	-	※該当なし
102-50	※	報告期間	2	編集方針：対象期間
102-51	※	前回発行した報告書の日付	2	編集方針：発行日
102-52	※	報告サイクル	2	編集方針：発行日
102-53	※	報告書に関する質問の窓口	2	お問い合わせ先
102-54	※	GRI スタンダードに準拠した報告であることの主張	55-59	GRI スタンダード対照表
102-55	※	GRI 内容索引	55-59	GRI スタンダード対照表
102-56	※	外部保証	-	※該当なし

2. 特定標準開示項目

■・・・新光電気グループにおける重要課題

特定項目		掲載頁	掲載項目
マネジメント手法			
103-1	※	マテリアルな項目とその該当範囲の説明	1 2 53 SHINKO Way 編集方針：対象範囲 重要性の評価・重要課題の選定
103-2		マネジメント手法とその要素	15 22-23 26-28 32 34-35 43 44-48 53 環境マネジメントシステム 人権尊重への取り組み 安全・快適な職場環境づくり 品質でお客様と社会の信頼を支える 企業の社会的責任に配慮した調達活動 RBA 行動規範への取り組み リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
103-3		マネジメント手法の評価	53 重要性の評価・重要課題の選定
経済			
■経済パフォーマンス			
201-1		創出、分配した直接的経済価値	49 業績・財務情報 「有価証券報告書【経理の状況】」
201-2		気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	17-18 44 気候変動対策 リスクマネジメントの推進
201-3		確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	「有価証券報告書【経理の状況】」
201-4		政府から受けた資金援助	- -
地域経済での存在感			
202-1		地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	- -
202-2		地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	- -
■間接的な経済的インパクト			
203-1		インフラ投資および支援サービス	30 青少年育成支援活動
203-2		著しい間接的な経済的インパクト	- -
調達慣行			
204-1		地元サプライヤーへの支出の割合	- -
腐敗防止			
205-1		腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	44 リスクマネジメントの推進
205-2		腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	37 41-43 コンプライアンスの徹底 コンプライアンス
205-3		確定した腐敗事例と実施した措置	- -
反競争的行為			
206-1		反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	※該当事項なし
環境			
■原材料			
301-1		使用原材料の重量または体積	51-52 環境データ
301-2		使用したリサイクル材料	- -
301-3		再生利用された製品と梱包材	- -
■エネルギー			
302-1		組織内のエネルギー消費量	51-52 環境データ
302-2		組織外のエネルギー消費量	51-52 環境データ
302-3		エネルギー原単位	- -
302-4		エネルギー消費量の削減	- -
302-5		製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	- -

特定項目		掲載頁	掲載項目
■水			
303-1	水源別の取水量	51-52	環境データ
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
303-3	リサイクル・リユースした水	19 51-52	水使用量削減活動 環境データ
■生物多様性			
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-	-
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	-	-
304-3	生息地の保護・復元	30-31	環境保全活動・ボランティア活動
304-4	事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-	-
■大気への排出			
305-1	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 1）	17-18 51-52	気候変動対策 環境データ
305-2	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 2）	17-18 51-52	気候変動対策 環境データ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ 3）	-	-
305-4	温室効果ガス（GHG）排出原単位	17-18	気候変動対策
305-5	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	17-18	気候変動対策
305-6	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	-	-
305-7	窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、およびその他の重大な大気排出物	51-52	環境データ
■排水および廃棄物			
306-1	排水の水質および排出先	51-52	環境データ
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	18-19 51-52	資源循環 環境データ
306-3	重大な漏出	15	環境マネジメントシステム
306-4	有害廃棄物の輸送	18-19	資源循環
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	-	-
■環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	15	環境マネジメントシステム
■サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	34-35 36-37	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
社会			
■雇用			
401-1	従業員の新規雇用と離職	50	社員関連データ
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	50	社員関連データ
■労使関係			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
■労働安全衛生			
403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	25	労使関係
403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	26-28	安全・快適な職場環境づくり
403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者	-	-
403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	25	労使関係
■研修と教育			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	24-25	人材の育成と活用
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	24 24-25	ダイバーシティの尊重 人材の育成と活用
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	24-25	人材の育成と活用

特定項目		掲載頁	掲載項目
■ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	50	社員関連データ 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
405-2	基本給と報酬総額の男女比	-	-
■非差別			
406-1	差別事例と実施した救済措置	22-23	人権尊重への取り組み
■結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
■児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	22-23 34-35	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
■強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	22-23 34-35	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
先住民族の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例		※該当事項なし
人権アセスメント			
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	-	-
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	22-23	人権尊重への取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	-	-
■地域コミュニティ			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	29 54	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	-	-
■サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	-	-
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	34-35 35-36	企業の社会的責任に配慮した調達活動 「責任ある鉱物調達」の取り組み
公共政策			
415-1	政治献金	-	-
顧客の安全衛生			
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	32	品質でお客様と社会の信頼を支える
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	-
マーケティングとラベリング			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	-
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	-
■顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	47-48	情報セキュリティ
■社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制違反	-	-

